

(案)

資料 2

資料編

目 次

資料－1	久喜市防災会議条例	資-1
資料－2	久喜市災害対策本部条例	資-3
資料－3	関係機関連絡先一覧	資-4
資料－4	久喜市自主防災組織補助金交付要綱	資-6
資料－5	緊急消防援助隊活動拠点候補地一覧	資-22
資料－6	埼玉県緊急輸送道路網図	資-23
資料－7	学校一覧	資-24
資料－8	防災行政無線設備	資-26
資料－9	久喜市防災行政無線局管理運用規程	資-28
資料－10	久喜市防災行政無線局運用細則	資-43
資料－11	指定緊急避難場所・指定避難所一覧	資-46
資料－12	発生速報	資-51
資料－13	経過速報	資-52
資料－14	被害状況調	資-53
資料－15	確定報告記入要領	資-55
資料－16	災害広報案文	資-58
資料－17	災害時対応記録票	資-61
資料－18	避難者名簿	資-62
資料－19	幸手保健所管内 救急病院・救急診療所一覧	資-63
資料－20	埼玉県内 災害拠点病院・救急救命センター一覧	資-64
資料－21	洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧	資-66
資料－22	配車要請書	資-74
資料－23	災害ボランティア（受入れ）名簿	資-75
資料－24	久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例	資-76
資料－25	久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	資-80
資料－26	久喜市災害見舞金等支給条例	資-103
資料－27	久喜市災害見舞金等支給条例施行規則	資-105
資料－28	被災者生活再建支援法の改正	資-107
資料－29	埼玉県・市町村被災者安心支援制度	資-109
資料－30	罹災者調査原票	資-114
資料－31	罹災証明願／罹災証明書	資-115
資料－32	農業施設等被災証明書交付申請書	資-116
資料－33	原子力規制委員会が、今後詳細な検討等が必要な事項で、 検討した内容を原子力災害対策指針に記載していくとしている事項	資-117
資料－34	災害時帰宅支援ステーション	資-118
資料－35	文化財の現況	資-120
資料－36	市町村行政機能チェックリスト	資-123
資料－37	気象庁震度階級関連解説表（抜粋）	資-124

(資料一) 総則編 第1章 (P8)

久喜市防災会議条例

平成22年3月23日
条例第186号
改正 平成24年12月27日
条例第45号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、久喜市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 久喜市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 防災会議の委員の定数は、50人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、市民部消防防災課において処理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年12月26日条例第25号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月27日条例第45号）
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行による改正後の久喜市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により最初に任命された委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、当該最初に任命された際現に同条第5項第7号の規定により任命されている委員の任期の満了と同時に満了するものとする。

(資料一 2) 総則編 第 1 章 (P 8)

久喜市災害対策本部条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 187 号

改正 平成 24 年 12 月 27 日

条例第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、久喜市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 27 日条例第 46 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(資料-3) 総則編 第1章 (P15) / 震災対策編 第2章 (P361)

関係機関連絡先一覧

1 久喜市

名称	電話番号
市役所本庁舎	0480-22-1111
市役所第二庁舎	0480-22-1111
菖蒲総合支所	0480-85-1111
栗橋総合支所	0480-53-1111
鷺宮総合支所	0480-58-1111

2 消防機関

名称	電話番号
埼玉東部消防組合消防局	0480-21-0119
久喜消防署	0480-21-0190
久喜消防署東分署	0480-22-1217
久喜消防署菖蒲分署	0480-85-1009
久喜消防署栗橋分署	0480-52-2119
久喜消防署鷺宮分署	0480-58-1001

3 埼玉県及び県機関

名称	電話番号
危機管理防災部 危機管理課	048-830-8121
危機管理防災部 危機管理課 夜間連絡先(当直室)	048-830-8111
危機管理防災部 消防課	048-830-8151
福祉部 社会福祉課	048-830-3270
久喜警察署	0480-24-0110
幸手警察署	0480-42-0110
幸手保健所	0480-42-1101
利根地域振興センター	048-555-1110
春日部農林振興センター	048-737-2134
中央家畜保健衛生所	048-663-3071
杉戸県土整備事務所	0480-34-2381
東部教育事務所	048-737-2727

4 指定地方行政機関

名称	電話番号
関東農政局企画調整室	048-740-0304
熊谷地方气象台 防災担当	048-521-5858
春日部労働基準監督署	048-735-5471
関東地方整備局大宮国道事務所	048-669-1200
関東地方整備局利根川上流河川事務所	0480-52-3952
関東地方整備局江戸川河川事務所	04-7125-7311
関東地方整備局荒川上流河川事務所	049-246-6371

5 自衛隊

名称	電話番号
陸上自衛隊第 32 普通科連隊	048-663-4241

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

名称	電話番号	
日本赤十字社埼玉県支部	048-789-7117	
日本郵便(株)久喜郵便局	0480-21-0543	
日本郵便(株)栗橋郵便局	0480-52-3355	
東日本電信電話(株)埼玉事業部	048-626-6623	
東日本高速道路(株)関東支社加須管理事務所	0480-61-4685	
東日本旅客鉄道(株)久喜駅	0480-21-2702	
東武鉄道(株)東武久喜駅	0480-21-0007	
(一社)埼玉県トラック協会	048-645-2771	
東京電力パワーグリッド(株)春日部支社	平日の日中	048-638-2808
	休日・夜間	0120-995-007
埼玉県ガス協会	049-284-6921	
東彩ガス(株)久喜営業所	0480-29-3893	
東彩ガス(株)供給保安部	048-738-3001	
鷺宮ガス(株)	0480-58-1301	
東京ガス(株)保安指令センター	03-4332-2400	
(一社)埼玉県LPガス協会	048-823-2020	
利根川栗橋流域水防事務組合	0480-22-1111	
久喜宮代衛生組合	0480-34-2042	
北本地区衛生組合	048-591-5490	

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

名称	電話番号
(一社)久喜市医師会	0480-23-8383
(社福)久喜市社会福祉協議会	0480-23-2526
(一社)埼玉県医師会	048-824-2611
(公社)埼玉県看護協会	048-624-3300
(一社)埼玉県歯科医師会	048-829-2323

(資料一４) 総則編 第2章 (P 17) / 震災対策編 第1章 (P 291)

久喜市自主防災組織補助金交付要綱

平成22年3月23日

告示第198号

改正 令和3年3月31日

告示第210号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の防災意識の高揚及び自主防災活動の技術向上のため、活動上必要な防災資機材等の購入及び防災訓練を実施する自主防災組織に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

2 前項の補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則(平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 区又は複数の区を単位として、市民が自主的に当該地域の防災対策を確立するために、次に掲げる防災活動を行う団体で、自主防災組織設立届出書(様式第1号)により、市長に届出があったものをいう。

ア 防災に関する意識の啓発及び知識の普及

イ 地震等の災害に関する予防

ウ 災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火、救出・救護及び給食・給水等の応急対策

エ 防災訓練及び防災教室等の開催

オ その他自主防災組織の目的を達成するために必要な事項

(2) 防災資機材等 自主防災組織が防災活動を行う上で、使用する別表第1に掲げる資機材等をいう。

(3) 防災訓練 自主防災組織が災害の発生に備えて実施する訓練で、次に掲げる個別訓練のうち3以上の個別訓練について実施するもの又は次に掲げる3以上の個別訓練を計画し、雨天、災害その他のやむを得ない事由により中止又は縮小して実施するものをいう。

ア 情報収集・伝達訓練

イ 避難誘導訓練

ウ 初期消火訓練

エ 救出・救護訓練

オ 給食・給水訓練

カ その他の訓練

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自主防災組織の設立

(2) 防災資機材等の購入

(3) 防災訓練の実施

(補助金額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する活動に要する経費のうち、別表第2の補助金額の欄に掲げる額とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、自主防災組織に対して、設立にあつては1回限りとし、防災資機材等の

購入及び防災訓練の実施にあつては年1回限りとする。

(交付申請)

第5条 規則第6条第1項に定める補助金の交付申請は、自主防災組織設立補助金交付申請書(様式第2号)、自主防災組織防災資機材等購入補助金交付申請書(様式第3号)及び自主防災組織防災訓練実施補助金交付申請書(様式第4号)によるものとする。

(交付決定通知)

第6条 規則第9条第1項に定める補助金の交付決定通知は、自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災訓練実施)補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第7条 規則第11条第1項に定める補助金の変更、中止、廃止申請は、自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災訓練実施)補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)によるものとする。

2 前項に規定する変更承認申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災訓練実施)補助金変更(中止・廃止)承認決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に定める実績報告は、自主防災組織設立補助金実績報告書(様式第8号)、自主防災組織防災資機材等購入補助金実績報告書(様式第9号)及び自主防災組織防災訓練実施補助金実績報告書(様式第10号)によるものとする。

2 前項の報告書の提出期限は、当該補助事業完了後30日以内とする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条に定める確定通知は、自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災訓練実施)補助金確定通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 規則第16条に定める補助金の交付は、自主防災組織(設立・防災資機材等購入・防災訓練実施)補助金交付請求書(様式第12号)によるものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、自主防災組織が、虚偽その他の不正による補助金の交付を受けたとき、又は補助金交付決定に付した条件に反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(検査)

第12条 補助金の交付決定を受けた自主防災組織に対し、必要があると認めるときは、検査を行うことができる。

(財産処分制限の緩和期間)

第13条 規則第19条ただし書に定める市長が定める期間は、事業完了後5年とする。

(書類の整備等)

第14条 自主防災組織は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市自主防災組織補助金交付要綱(平成10年久喜市告示第33号)、菖蒲町自主防災組織活動補助金交付要綱(平成21年菖蒲町告示第17号)、栗橋町自主防災組織補助金交付要綱(平成18年栗橋町告示第91号)又は鷺宮町自主防災組織育成事業助成補助金交付要綱(平成8年鷺宮町告示第38号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和3年3月31日告示第210号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

区分		品名
防災資機材	本部運営用	作業着、帽子、ヘルメット、腕章、発電機、投光器、コードリール、防水シート、テント
	情報連絡用	携帯用無線通信機、トランジスターラジオ
	消火活動用	消火器、バケツ、可搬式動力ポンプ、消火栓用ホース
	救出救護用	スコップ、バール、ツルハシ、ハンマー、斧、鋸、掛矢、ジャッキ、ロープ、梯子、リヤカー、担架、毛布、救急医療セット
	避難誘導用	避難誘導旗、ハンドマイク、強力ライト
	給食給水用	鍋、釜、携帯用コンロ、ポリタンク、浄水機
	その他	市長が特に必要と認めたもの
防災倉庫		自主防災倉庫

別表第2(第4条関係)

補助対象	補助金額
自主防災組織の設立	世帯割額(世帯数に1世帯当たりの金額50円を乗じて得た額)に均等割額10,000円を加えて得た額と自主防災組織の設立に要する経費の実支出額とを比較して少ない方の額
防災資機材等の購入	購入金額の4分の3以内の額。ただし、補助初年度は300,000円、次年度以降は50,000円を限度額とする。
防災訓練の実施	世帯割額(世帯数に1世帯当たりの金額50円を乗じて得た額)に均等割額20,000円を加えて得た額と防災訓練に要する経費の実支出額とを比較して少ない方の額

様式第1号（第2条関係）

久喜市自主防災組織補助金交付要

年 月 日

久喜市長 あて

自主防災組織名
 住 所 久喜市
 代表者 氏 名
 電 話 ()

下記のとおり自主防災組織を設立しますので、届け出ます。

記

1 自主防災組織の概要

自主防災組織名				
代 表 者	住 所	久喜市		
	氏 名		電 話	()
組織構成世帯数		世帯		
組織構成人口		人		
組織設立年月日		年	月	日
母体自治行政区		第 区	第 区	
		第 区	第 区	

2 添付資料

- (1) 規 約
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図
- (4) 区域図

様式第2号（第5条関係）

自主防災組織設立補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

自主防災組織名

住 所 久喜市

代表者 氏 名

電 話 ()

自主防災組織設立補助金の交付を受けたいので、久喜市自主防災組織補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- | | |
|------------|-------------------|
| 1 補助事業の名称 | 自主防災組織設立事業 |
| 2 補助金交付申請額 | <u>金</u> <u>円</u> |
| 3 組織設立年月日 | 年 月 日 |
| 4 組織構成世帯数 | 世帯 |
| 5 補助事業の内容 | |
| (1) 活動計画書 | |

様式第4号（第5条関係）

自主防災組織防災訓練実施補助金交付
申 請 書

年 月 日

久喜市長 あて

自主防災組織名
住 所 久喜市
代表者 氏 名
電 話 ()

自主防災組織防災訓練実施補助金の交付を受けたいので、久喜市自主防災組織補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|------------|-------------------------|
| 1 | 補助事業の名称 | 年度自主防災組織防災訓練事業 |
| 2 | 補助金交付申請額 | <u>金</u> _____ <u>円</u> |
| 3 | 事業目的 | 防災訓練 |
| | (1) 実施予定日 | 年 月 日() |
| | (2) 実施予定場所 | 久喜市 地内 |
| 4 | 組織構成世帯数 | 世帯 |
| 5 | 補助事業の内容 | |
| | (1) 実施計画書 | |
| | (2) 収支予算書 | |

様式第7号（第7条関係）

自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施）
補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書

久 第 号
年 月 日

自主防災組織名
代 表 者 名 様

久喜市長



年 月 日付けで補助金変更（中止・廃止）承認申請のありました自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施）補助金について、下記のとおり承認することに決定したので、久喜市自主防災組織補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|------------------------------|------------------|
| 1 | 補助事業の名称 | 自主防災組織（設立・防災資機材等購入・防災訓練実施）事業 | |
| 2 | 補助金交付決定額 | 変更前 | <u>金 〇〇〇〇〇 円</u> |
| | | 変更後 | <u>金 〇〇〇〇〇 円</u> |
| 3 | 変更の内容 | 変更前 | |

変更後

様式第10号（第8条関係）

自主防災組織防災訓練実施補助金
実 績 報 告 書

年 月 日

久喜市長 あて

自主防災組織名
住 所 久喜市
代表者 氏 名
電 話 ()

年 月 日付け久 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた自主防災組織
防災訓練実施補助事業の 年度における実績について、久喜市自主防災組織補助金交
付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|----------|-------------------|
| 1 | 補助事業の名称 | 年度自主防災組織防災訓練実施事業 |
| 2 | 補助金交付決定額 | <u>金</u> <u>円</u> |
| 3 | 防災訓練実施日 | 年 月 日() |
| 4 | 防災訓練実施場所 | 久喜市 |
| 5 | 組織構成世帯数 | 世帯 |
| 6 | 添付書類 | |
| | (1) | 収入支出決算書 |
| | (2) | 領収書の写し |
| | (3) | 防災訓練の写真 |

様式第11号（第9条関係）

自主防災組織（設立・防災資機材等購入・
防災訓練実施）補助金確定通知書久 第 号
年 月 日自主防災組織名
代 表 者 名 様

久喜市長



年 月 日付で実績報告のありました自主防災組織（設立・防災資機材等購入・
防災訓練実施）補助事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市自主防災
組織補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1	交付決定額	<u>金</u>	<u>円</u>
2	交付確定額	<u>金</u>	<u>円</u>

様式第12号（第10条関係）

自主防災組織(設立・防災資機材等購入・
防災訓練実施)補助金交付請求書

年 月 日

久喜市長 あて

自主防災組織名
住 所 久喜市
代表者 氏 名
電 話 ()

年 月 日付け久 第 号で補助金の確定通知を受けた自主防災組織(設立・
防災資機材等購入・防災訓練実施)補助金について、久喜市自主防災組織補助金交付要綱第10
条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請 求 額 金 円
2 振 込 先

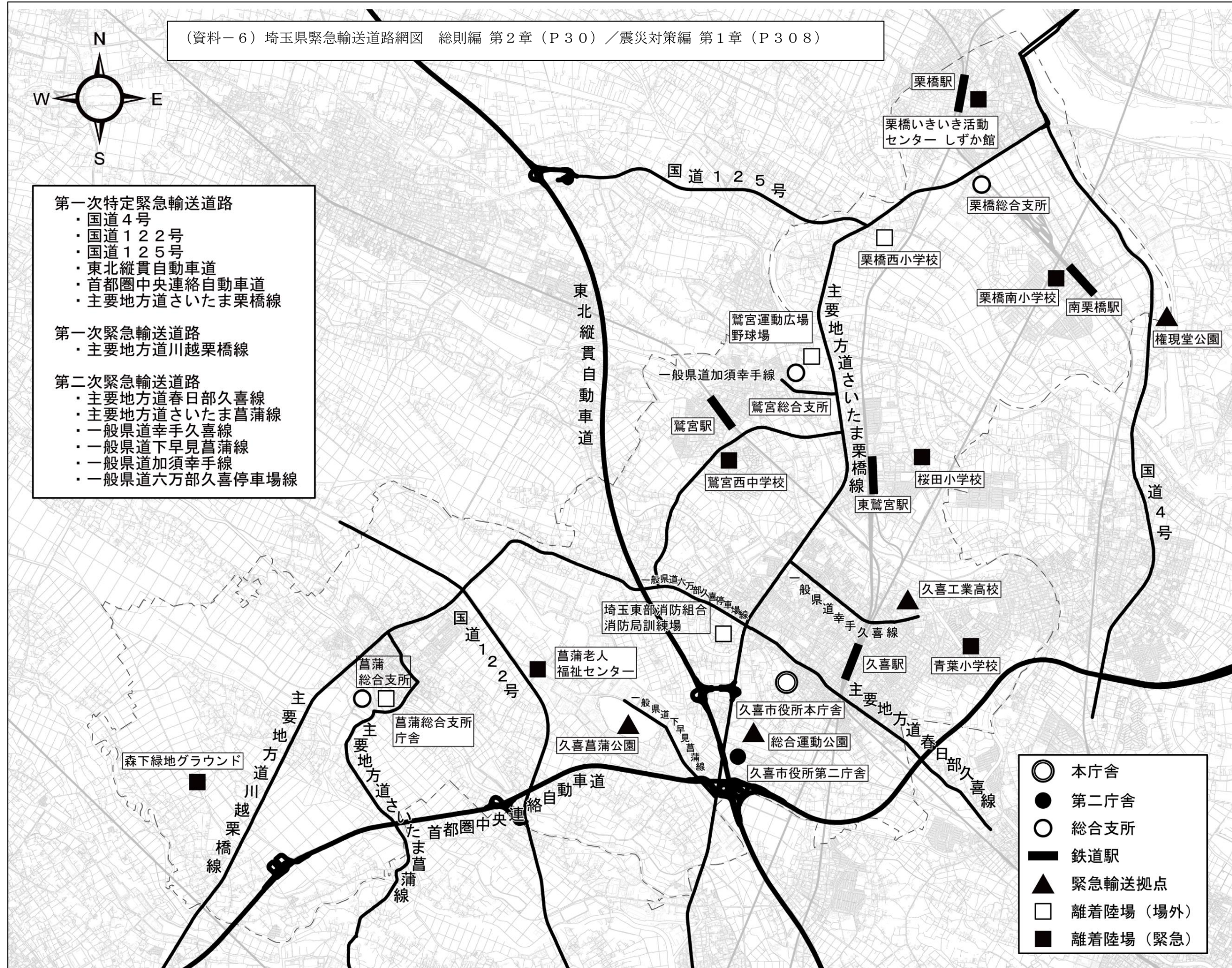
取扱金融機関名	銀行						支店
口座種類・番号	普通	・	当座				
ふりがな							
口座名義							

(資料-5) 総則編 第2章 (P29) / 震災対策編 第1章 (P307)

緊急消防援助隊活動拠点候補地一覧

No.	施設名称	施設 管理者名	所在地	敷地面積 (㎡)	用途
1	農林総合研究センター 園芸研究所	埼玉県	久喜市六万部91	109,349	警察
2	久喜菖蒲公園	埼玉県	久喜市河原井町、 菖蒲町昭和沼	87,000	消防、警察
3	菖蒲総合支所前駐車場	久喜市	久喜市菖蒲町新堀38	20,000	消防、警察、 自衛隊
4	南栗橋スポーツ広場	久喜市	久喜市南栗橋12-6-1	35,291	消防、警察、 自衛隊
5	鷺宮運動公園	久喜市	久喜市鷺宮6-3120	12,100	消防、警察

(資料-6) 埼玉県緊急輸送道路網図 総則編 第2章 (P30) / 震災対策編 第1章 (P308)



(資料一七) 総則編 第2章 (P30) / 震災対策編 第1章 (P308・P331)

学校一覧

1 小・中学校 (市立)

学校名	住所	電話番号(局番 0480)
久喜小学校	久喜市本町 2-5-1	21-0054
太田小学校	久喜市吉羽 2-16-10	21-0572
江面小学校	久喜市北青柳 40-1	21-0571
清久小学校	久喜市六万部 590	21-0789
本町小学校	久喜市本町 7-6-1	22-8245
青葉小学校	久喜市青葉 1-3-1	22-6121
青毛小学校	久喜市青毛 800	22-2125
久喜東小学校	久喜市久喜東 4-25-20	22-1218
久喜北小学校	久喜市久喜北 2-30-1	25-0678
菖蒲小学校	久喜市菖蒲町菖蒲 625	85-1202
小林小学校	久喜市菖蒲町小林 2197	85-1306
三箇小学校	久喜市菖蒲町台 852-1	85-1309
栢間小学校	久喜市菖蒲町下栢間 2720	85-1024
菖蒲東小学校	久喜市菖蒲町菖蒲 427	85-1303
栗橋西小学校	久喜市佐間 266-1	52-0215
栗橋南小学校	久喜市南栗橋 4-21-1	52-0235
栗橋小学校	久喜市栗橋東 3-3-1	52-2114
鷺宮小学校	久喜市葛梅 113	58-1006
桜田小学校	久喜市東大輪 311	58-1306
上内小学校 (休校中)	久喜市上内 716	58-1611
砂原小学校	久喜市砂原 1-4-1	58-1614
東鷺宮小学校	久喜市桜田 3-10-1	59-3122
久喜中学校	久喜市本町 4-1-1	21-0162
久喜南中学校	久喜市江面 85	21-0544
久喜東中学校	久喜市青葉 3-4-1	22-1213
太東中学校	久喜市吉羽 2410	21-2410
菖蒲中学校	久喜市菖蒲町上大崎 860	85-1201
栗橋東中学校	久喜市栗橋 1425	52-0436
栗橋西中学校	久喜市間鎌 330-1	52-0206
鷺宮中学校	久喜市鷺宮 782	58-1004
鷺宮東中学校	久喜市八甫 4-46	58-2023
鷺宮西中学校	久喜市上内 1797	58-9645

2 幼稚園（市・私立）

学校名	住所	電話番号 (局番 0480)
中央幼稚園	久喜市下早見85-15	22-8547
栗橋幼稚園	久喜市中里1044-1	52-3346
栗橋白百合幼稚園	久喜市栗橋東2-13-1	52-0179

3 高等学校・特別支援学校（県立）

学校名	住所	電話番号 (局番 0480)
久喜高等学校	久喜市本町3-12-1	21-0038
久喜工業高等学校	久喜市野久喜474	21-0761
久喜北陽高等学校	久喜市久喜本837-1	21-3334
栗橋北彩高等学校	久喜市伊坂1	52-5120
鷺宮高等学校	久喜市中妻1020	58-1200
久喜特別支援学校	久喜市上清久1100	23-0081
(一社)南埼玉郡市医師会 久喜看護専門学校	久喜市本町5-10-12	23-3131

4 認定こども園

学校名	住所	電話番号 (局番 0480)
幼保連携型認定こども園 久喜みなみこども園	久喜市下早見481-2	23-2828
そらにとどくき認定こども園 ののの	久喜市本町1-2-60	25-5750
幼保連携型認定こども園 あけぼの幼稚園	久喜市青葉3-7	22-3327
幼稚園型認定こども園 久喜あおば幼稚園	久喜市青毛4-11-5	23-1660
幼保連携型認定こども園 あけぼの東幼稚園	久喜市久喜東1-16-12	21-1011
幼保連携型認定こども園 菖蒲幼稚園	久喜市菖蒲町菖蒲414-1	85-4145
幼稚園型認定こども園 長龍寺幼稚園	久喜市菖蒲町三箇992	85-1002
認定こども園こどもむら さくらのもり	久喜市伊坂135	52-0004
認定こども園こどもむら 栗橋さくら幼稚園	久喜市伊坂46	52-5871
幼保連携型認定こども園 さくらだこども園	久喜市西大輪1-12-6	58-9895
幼稚園型認定こども園 鷺宮幼稚園	久喜市鷺宮3-6-2	58-0075

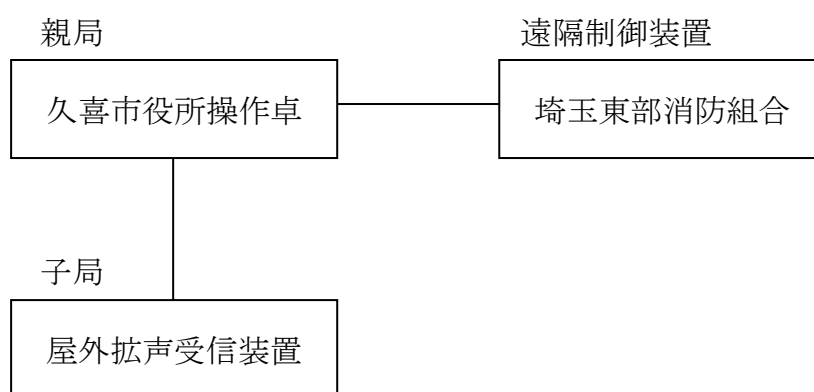
(資料－8) 総則編 第2章 (P 3 2) / 震災対策編 第1章 (P 3 1 0)

防災行政無線設備

1 久喜市防災行政無線

本 体	防災無線室
遠隔制御装置	埼玉東部消防組合消防局指令課
屋外拡声子局	2 6 6 基

【回線構成図】



2 埼玉県防災行政無線

有線回線 DA1500

(伝送路インターフェイスI.431a/電源盤種別100V)

電話・FAX	消防防災課	—	2 3 2-9 5 1 (地上系・衛星系電話)
		└	2 3 2-9 5 0 (地上系・衛星系FAX)
	埼玉東部消防組合消防局	—	7 5 2-9 5 1 (地上系・衛星系電話)
		└	7 5 2-9 5 0 (地上系・衛星系FAX)

3 消防・救急無線

消防救急無線は、電波法関係審査基準においてアナログ方式から平成28年5月末日までにデジタル方式に移行しなければならないこととされていることから、平成26年度に指令システムの高機能化とあわせて消防救急デジタル無線を整備した。

基地局無線装置は、260MHz帯デジタルSCPC方式の装置で、統制波1、2、3及び主運用波の共通波系4チャンネルと、日常の消防救急業務で使用する活動波系6チャンネルを装備している。

消防・救急デジタル無線

呼出名称	設置場所	局種	定格出力	空中線種別
さいたまとうぶ	消防局	基地局	10W	6段コーリニア 3段コーリニア

※令和2年度高機能消防指令センター中間改修工事に併せて、4本ある空中線、うち2本を3段コーリニアから6段コーリニアへ更新した。

(資料一 九) 総則編 第2章 (P 3 2) / 震災対策編 第1章 (P 3 1 0)

久喜市防災行政無線局管理運用規程

平成22年3月23日
訓令第38号

(趣旨)

第1条 この訓令は、久喜市地域防災計画に基づく災害対策に係る行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する久喜市防災行政無線局(以下「無線局」という。)の管理運用について、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 移動系基地局 陸上移動局と通信を行うため、市庁舎内に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載、可搬又は携帯型の無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は、別に定める。

(総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理、運用等の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、市民部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線系の管理及び運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、市民部消防防災課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線機を管理し、及び運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、あらかじめ管理責任者が指名した者とする。

(無線従事者の配置、養成等)

第7条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日現在における無線従事者名

簿(様式第1号)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(様式第2号及び様式第3号)の記録を行う。

2 移動系基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備え付け書類等の管理)

第10条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線業務日誌は、毎日管理責任者及び通信取扱責任者の決裁を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線業務日誌により毎年1月から12月までの期間ごとに無線局業務日誌抄録(様式第4号)を作成し、管理責任者の決裁を受け、総括管理者に提出するものとする。

5 通信取扱責任者は、無線従事者選(解)任届(様式第5号)及び無線局業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第11条 無線局の運用方法については、運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第12条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次の各号に掲げる保守点検を行い、それぞれ当該各号に定める記録簿に記録するものとする。

(1) 週点検 無線局週点検記録簿(様式第6号)

(2) 四半期点検 無線局四半期点検記録簿(様式第7号)

(3) 年点検(年1回以上) 無線局年点検記録簿(様式第8号から様式第10号まで)

2 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 週点検 通信取扱責任者

(2) 四半期点検 管理責任者

(3) 年点検 総括管理者

3 予備装置及び予備電源は、毎四半期1回以上その装置を使用し、その機能を確認するものとする。

4 点検の結果、異常を認めるときは直ちに管理責任者に報告するとともに、保守契約を締結している業者に連絡し障害の除去に努めるものとする。

(保守点検業務の委託)

第13条 総括管理者は、無線設備についてその機能が十分果たせるよう保守点検業務を専門業者に委託することができる。

2 専門業者に委託し行わせた保守点検業務の結果については、文書により報告を求めるものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

(2) 定期通信訓練 毎四半期1回

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集、伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者等に対して電波法等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(その他)

第16条 この訓令に定めるもののほか、無線系の管理運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の久喜市防災行政無線局管理運用規程(平成6年久喜市訓令第6号)、菖蒲町防災行政用無線局管理運用規程(平成2年菖蒲町訓令第2号)、栗橋町防災行政用無線局管理運用規程(平成7年栗橋町訓令第14号)又は鷺宮町防災行政用無線局管理運用規程(平成8年鷺宮町訓令第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年2月17日訓令第8号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

様式第2号(第8条関係)

無線業務日誌(固定系)				管理責任者	通信取扱責任者
日付	年 月 日 曜日 天候	無線従事者の資格		無線従事者の氏名	
呼出 名称	ぼうさいくき	電波の型式及び周波数 MHz			空中線電力 W
種 類	区 別	区域(地区の場合のみ)	開始時間	特記事項(注1)	
定時・緊急	一斉・地区				
定時・緊急	一斉・地区				
定時・緊急	一斉・地区				
定時・緊急	一斉・地区				
定時・緊急	一斉・地区				
定時・緊急	一斉・地区				
定時・緊急	一斉・地区				
定時・緊急	一斉・地区				
定時・緊急	一斉・地区				
定時・緊急	一斉・地区				
			1日の延べ通信回数	回	
その他(注2)					
注1 (1) 空電、混信、受信感度の減退等の通信状態 (2) 通信事項その他参考となる事項					
注2 (1) 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容 (2) 電波の規制について指示を受けたときはその事実及びその措置の内容 (3) 法第74条第1項に規定する通信の実施状況 (4) 発射電波の周波数の偏差を測定したときはその結果及び許容偏差を超える偏差があるときはその措置の内容 (5) 法第80条第2号の場合はその事実 (6) その他参考となる事項					

様式第3号(第8条関係)

無線業務日誌(移動系)					管理 責任者	通信取扱 責任者
日付	年 月 日 曜 天候		無線従事者の資格	無線従事者の氏名		
呼出 名称	ぼうさいくき	電波の型式及び周波数 MHz		空中線電力 W		
通信 の相手方	通信の内容	通信 回数	通信時間	動作の 状況	非常通信の 実施状況混 信その他の 参考事項	
			時 分から 時 分 分間			
			時 分から 時 分 分間			
			時 分から 時 分 分間			
			時 分から 時 分 分間			
			時 分から 時 分 分間			
			時 分から 時 分 分間			
			時 分から 時 分 分間			
			時 分から 時 分 分間			
			時 分から 時 分 分間			
			時 分から 時 分 分間			
			時 分から 時 分 分間			

			時 分 から 時 分 分間		
			時 分 から 時 分 分間		
			時 分 から 時 分 分間		
			時 分 から 時 分 分間		
			時 分 から 時 分 分間		
			時 分 から 時 分 分間		
			時 分 から 時 分 分間		
			時 分 から 時 分 分間		
			時 分 から 時 分 分間		
			時 分 から 時 分 分間		
延べ通信回数		回			

様式第4号(第10条関係)

無線局業務日誌抄録

年 月 日

様

無線局名 呼称名称又は 呼出し符号を記載		期 間	年 月から 年 月まで	
無線従事者の資格	員 数	今期中の無線従事者の移動状況		
	人	選任	人	解任 人
	人	選任	人	解任 人
	人	選任	人	解任 人
	人	選任	人	解任 人
	人	選任	人	解任 人
	人	選任	人	解任 人
	人	選任	人	解任 人
	人	選任	人	解任 人
(注) 簡易無線局及び個人が開設するアマチュア局の場合は記載を要しない。				
機器の故障の事実及びこれ に対する措置の概要				
空電、混信、受信感度の減退 等不良の通信状態の概要				

		通 信 時 間	通信回数
毎月の延べ通信時間又は通信回数 多重無線設備の固定局、無線標識局、 アマチュア局及び簡易無線局の場合は 記載を要しない。	1月	時間 分	回
	2月	時間 分	回
	3月	時間 分	回
	4月	時間 分	回
	5月	時間 分	回
	6月	時間 分	回
	7月	時間 分	回
	8月	時間 分	回
	9月	時間 分	回
	10月	時間 分	回
	11月	時間 分	回
	12月	時間 分	回
実験の方法、経過及び結果の概要 (実験局に限る。) 実用化試験の方法、経過及び結果の概 要 (実用化試験局に限る。)			
その他参考となる事項			

様式第5号(第10条関係)

無線従事者選(解)任届

年 月 日

久喜市長 あて

届出者 所 属
職・氏名

無線従事者を選(解)任したので、選(解)任後の無線従事者を下記のとおり届けます。

記

年 月 日現在

(ふりがな) 氏 名	資格免許証の番号	選(解)任年月日	業 務 経 歴

様式第6号(第12条関係)

無線局週点検記録簿
(固定系親局)

					通信取扱責任者
点検年月日	年 月 日	天候		点検者氏名	
設備の区分	点 検 項 目				点 検 結 果
無線設備	電源電圧	V	電源電流	A	
	電源ランプ	点灯	消灯		
	無線機器動作状態				
	AC電源断の場合の予備電源の動作				
操作卓	選択呼出し(緊急一括、一括、郡別、個別)の動作				
	送信ボタンを押した場合の送出状態				
	電波発射終了後の空線状態				
	チャイム、マイクロホン、テープ(レコード)等の入力レベルの調整				
	音声レベル、信号レベルのUVメーターによる監視				
	AC電源断の場合の蓄電池による機器の動作				
附属装置	機能動作				
備考					

様式第7号(第12条関係)

無線局四半期点検記録簿
(固定系遠隔制御局・屋外子局)

					管理責任者	
点検年月日		年 月 日	天候		点検者氏名	
設備の区分	点 検 項 目					点 検 結 果
予 備 電 源 装 置	電源電圧の確認					V
	電源切替試験					
非 常 灯	室 室 室 室					
空 中 線 系						
屋外子局設備	総合動作試験	子局No	結 果	子局No	結 果	
遠 隔 制 御 装 置	総合動作試験	良 否				
備 考	均等補充充電の実施					

様式第8号(第12条関係)

無線局年点検記録簿
(移動系基地局)

			総括管理者
点検年月日	年 月 日	点検者氏名	
設備の区分	点 検 項 目		点 検 結 果
予 備 電 源 装 置	電源電圧の確認及び電源切替試験		
遠隔制御装置	動 作 試 験	送受信切替え	
		選択動作	
		音量調節	
		スケルチ調節	
備 考	均等補充充電の実施		

様式第9号(第12条関係)

無線局年点検記録簿
(業務関係)

				総括管理者
局名				
点検年月日		点検者氏名		
点検項目		点検結果		
通信取扱者に対する研修又は指導監督の有無				
選任している無線従事者数の適否				
管理責任部署に配置されている無線従事者数の適否				
無線従事者選(解)任届の提出の有無				
免許状の備付けの有無及び指示方法の適否				
定期通信訓練実施の有無				
無線設備の耐震対策の確認				
備考				

様式第10号(第12条関係)

無線局年点検記録簿

(設備関係)

点検(測定)年月日 年 月 日

測定者氏名

測定器名		測定器諸元		総括管理者	
				管理責任者	
局名(呼出名称)					
局種、現用・予備の別					
点検項目		点検結果			
製造番号					
電波の型式及び周波数(MHz)					
空中線電力(W)					
測定値	周波数偏差(±Hz)				
	偏移(kHz)				
	電源電圧(V)				
	空中線電力(W)				
	スプリアス(2n、3n、)				
	S/N(FXに限る)				
T V I ・ F M I					
動作試験	予備装置 予備電源				
総合テスト					
備考	均等補充充電の実施				

久喜市防災行政無線局運用細則

平成22年3月23日
訓令第39号

(趣旨)

第1条 この訓令は、久喜市防災行政無線局管理運用規程(平成22年久喜市訓令第38号)第11条の規定に基づき、久喜市防災行政無線局の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(通信の種類)

第2条 通信の種類は、固定系においては定時通信及び緊急通信とし、移動系においては平常時通信及び非常時通信とする。

(通信事項)

第3条 通信事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風等の非常事態に関すること。
- (2) 人命に関わること。
- (3) 市の一般行政事務に関すること。
- (4) その他緊急に市民に知らせる必要があると認めるもの

(通信時間)

第4条 通信時間は、次に掲げるものとする。

- (1) 定時通信は、機器の作動状況を確認することを目的とし、次に掲げるときにチャイムによる時報等を通信するものとする。

3月から4月まで 午後5時

5月から8月まで 午後6時

9月から10月まで 午後5時

11月から2月まで 午後4時

- (2) 緊急通信及び非常時通信は、台風その他緊急事態が発生し、又は発生が予測されるときに行うものとする。

- (3) 平常時通信は、常時運用するものとする。ただし、執務時間内運用を原則とする。

2 1回当たりの通信時間は、緊急通信を除き原則として3分以内とする。

(通信の申込み)

第5条 固定系の通信の申込み手続は、次に定めるところによる。

- (1) 各所属長は、防災行政無線通信依頼書(別記様式。以下「通信依頼書」という。)を通信日の前日の正午までに管理責任者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (2) 管理責任者は、通信依頼書の提出を受けたときは、第3条に規定する通信事項に基づき通信させることができる。この場合、通信しないことに決定したときは、その旨を通信依頼者に通知するものとする。

(通信の区別)

第6条 固定系の通信の区別は、次のとおりとする。

- (1) 一斉呼出し 市内全域に通信するもの
- (2) グループ呼出し 一定の広い地域に限定して通信するもの
- (3) 個別呼出し 一定の狭い地域に限定して通信するもの

(通信の方法)

第7条 固定系の通信の方法は、通信の開始及び終了に際しては、自局の呼出名称である「ぼうさいくき」を通信しなければならない。

2 移動系の通信の方法は、次のとおりとする。ただし、確実に連絡の設定が認められるとき

は、呼出しの場合は「こちらは」及び自局の呼出し名称を、応答の場合は相手局の呼出し名称を省略することができる。

(1) 呼出し

- ア 相手局の呼出し名称又は各局 3回以下
- イ こちらは 1回
- ウ 自局の呼出し名称 3回以下

(2) 応答

- ア 相手局の呼出し名称 3回以下
- イ こちらは 1回
- ウ 自局の呼出し名称 3回

(3) 試験電波の発射

- ア ただいま試験電波発射中 3回
- イ こちらは 1回
- ウ 自局の呼出し名称 3回以下

(通信の制限)

第8条 管理責任者は、災害の発生その他特に必要があるときは、通信を制限することができる。

(通信の記録)

第9条 通信取扱責任者は、通信を行ったときは、無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の久喜市防災行政無線局運用細則(平成6年3月31日市長決裁)、菖蒲町防災行政用無線局(固定系)運用細則(平成2年菖蒲町訓令第3号)、菖蒲町防災行政用無線局(移動系)運用細則(平成2年菖蒲町訓令第4号)、鷺宮町防災行政用無線局(移動系)運用要綱(昭和59年鷺宮町細則第2号)又は鷺宮町防災行政用無線局(同報系)運用要綱(平成8年鷺宮町告示第10号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式(第5条関係)

管理責任者	通信取扱 責任者	担 当

防災行政無線通信依頼書

年 月 日

消防防災課長 あて

所属
職・氏名このことについて、下記のとおり依頼します。
記

件 名		
通信日時	年 月 日	時 分 開始
通信区域	A 一斉 B グループ C 個別(地域名)	
通 信 文		
1 通信前日の正午までに提出してください。 2 通信文は簡潔に表現してください。 3 ※印欄は記入しないでください。	※ 処	通信番号
	理	担当者

(資料－１１) 総則編 第２章 (P 3 4) / 震災対策編 第１章 (P 3 1 6)

指定緊急避難場所・指定避難所一覧

指定緊急避難場所・指定避難所の考え方

指定緊急避難場所	指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れる場所として、地震・洪水の災害の種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。
指定避難所	指定避難所は、災害の危険性があり避難した市民等を災害の危険性が無くなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための施設として指定する。 また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
拠点避難所	避難所のうち小・中学校、高等学校、総合運動公園及び菖蒲文化会館（アミーゴ）を利用する避難所で、避難所以外の被災者に対しても、情報や物資の提供をする拠点施設である。
補助避難所	拠点避難所だけではすべての避難者を収容できない場合、公民館等を補助避難所として利用するが最寄りの市民等が自主避難して来た場合は、受入れるものとする。
福祉避難所	高齢者や障がい者、妊産婦など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難施設。

NO	施設名称	所在地	連絡先	指定緊急避難場所		指定避難所		
				地震	洪水	拠点 避難所	補助 避難所	福祉 避難所
1	久喜小学校	久喜市本町 2-5-1	21-0054	○	○	○	-	-
2	太田小学校	久喜市吉羽 2-16-10	21-0572	○	○	○	-	-
3	江面小学校	久喜市北青柳 40-1	21-0571	○	○	○	-	-
4	旧江面第二小学校	久喜市除堀 1380	22-8237	○	○	○	-	-
5	清久小学校	久喜市六万部 590	21-0789	○	○	○	-	-
6	本町小学校	久喜市本町 7-6-1	22-8245	○	○	○	-	-
7	青葉小学校	久喜市青葉 1-3-1	22-6121	○	○	○	-	-
8	青毛小学校	久喜市青毛 800	22-2125	○	○	○	-	-
9	久喜東小学校	久喜市久喜東 4-25-20	22-1218	○	○	○	-	-
10	久喜北小学校	久喜市久喜北 2-30-1	25-0678	○	○	○	-	-
11	菖蒲小学校	久喜市菖蒲町菖蒲 625	85-1202	○	○	○	-	-
12	小林小学校	久喜市菖蒲町小林 2197	85-1306	○	○	○	-	-
13	三箇小学校	久喜市菖蒲町台 852-1	85-1309	○	○	○	-	-
14	栢間小学校	久喜市菖蒲町下栢間 2720	85-1024	○	○	○	-	-
15	菖蒲東小学校	久喜市菖蒲町菖蒲 427	85-1303	○	○	○	-	-
16	栗橋小学校	久喜市栗橋東 3-3-1	52-2114	○	○	○	-	-
17	栗橋南小学校	久喜市南栗橋 4-21-1	52-0235	○	○	○	-	-
18	栗橋西小学校	久喜市佐間 266-1	52-0215	○	○	○	-	-
19	鷺宮小学校	久喜市葛梅 113	58-1006	○	○	○	-	-
20	上内小学校	久喜市上内 716	58-1611	○	○	○	-	-
21	砂原小学校	久喜市砂原 1-4-1	58-1614	○	○	○	-	-
22	桜田小学校	久喜市東大輪 311	58-1306	○	○	○	-	-
23	東鷺宮小学校	久喜市桜田 3-10-1	59-3122	○	○	○	-	-
24	久喜中学校	久喜市本町 4-1-1	21-0162	○	○	○	-	-
25	久喜南中学校	久喜市江面 85	21-0544	○	○	○	-	-
26	久喜東中学校	久喜市青葉 3-4-1	22-1213	○	○	○	-	-
27	太東中学校	久喜市吉羽 2410	21-2410	○	○	○	-	-
28	菖蒲中学校	久喜市菖蒲町上大崎 860	85-1201	○	○	○	-	-
29	旧菖蒲南中学校	久喜市菖蒲町小林 110	85-1841	○	○	○	-	-
30	栗橋東中学校	久喜市栗橋 1425	52-0436	○	○	○	-	-
31	栗橋西中学校	久喜市間鎌 330-1	52-0206	○	○	○	-	-
32	鷺宮中学校	久喜市鷺宮 782	58-1004	○	○	○	-	-
33	鷺宮東中学校	久喜市八甫 4-46	58-2023	○	○	○	-	-
34	鷺宮西中学校	久喜市上内 1797	58-9645	○	○	○	-	-
35	埼玉県立久喜高等学校	久喜市本町 3-12-1	21-0038	○	○	○	-	-
36	埼玉県立久喜北陽高等学校	久喜市久喜本 837-1	21-3334	○	○	○	-	-
37	埼玉県立久喜工業高等学校	久喜市野久喜 474	21-0761	○	○	○	-	-
38	埼玉県立栗橋北彩高等学校	久喜市伊坂 1	52-5120	○	○	○	-	-
39	埼玉県立鷺宮高等学校	久喜市中妻 1020	58-1200	○	○	○	-	-
40	総合運動公園	久喜市江面 1616	21-3611	○	○	○	-	-
41	菖蒲文化会館 (アミーゴ)	久喜市菖蒲町菖蒲 85-1	87-1377	○	○	○	-	-
42	中央公民館	久喜市久喜中央 4-7-7	21-1550	○	○	-	○	-
43	東公民館	久喜市久喜東 1-27-20	21-8030	○	○	-	○	-

NO	施設名称	所在地	連絡先	指定緊急避難場所		指定避難所		
				地震	洪水	拠点 避難所	補助 避難所	福祉 避難所
44	清久コミュニティセンター・西公民館	久喜市上清久 1489-2	25-5321	○	-	-	○	-
45	青葉公民館	久喜市青葉 1-2-1	21-8030	○	○	-	○	-
46	太田集会所	久喜市吉羽 1-37-14	22-1111	○	○	-	○	-
47	栗原記念会館	久喜市栗原 4-9-12	22-1111	○	○	-	○	-
48	花みずき会館	久喜市青毛 2-11-13	22-1111	○	○	-	○	-
49	しょうぶ会館	久喜市菖蒲町菖蒲 1077-1	85-0370	○	○	-	○	○
50	労働会館（あやめ会館）	久喜市菖蒲町菖蒲 193-1	85-1055	○	○	-	○	-
51	森下公民館	久喜市菖蒲町下栢間 5495-2	85-7811	○	-	-	○	-
52	栗橋公民館体育館	久喜市栗橋中央 2-7-1	52-0061	○	-	-	○	-
53	栗橋文化会館（イリス）	久喜市伊坂 1557	52-3221	○	-	-	○	-
54	栗橋B&G海洋センター	久喜市伊坂 1551-1	52-5510	○	-	-	○	-
55	栗橋コミュニティセンター（くぶる）	久喜市中里 1048-1	55-1122	○	-	-	○	-
56	鷺宮東コミュニティセンター（さくら）	久喜市桜田 3-10-2	58-1101	○	-	-	○	-
57	鷺宮西コミュニティセンター（おおとり）	久喜市中妻 785-2	59-2121	○	○	-	○	-
58	幸手市立行幸小学校	幸手市大字円藤内 460-2	42-0349	○	○	-	○	-
59	ふれあいセンター久喜	久喜市青毛 753-1	25-1010	○	○	-	-	○
60	埼玉県立久喜特別支援学校	久喜市上清久 1100	23-0081	○	○	-	-	○
61	児童センター	久喜市吉羽 1-40-14	21-8181	○	○	-	-	○
62	久喜地域子育て支援センター（ぼかぼか）	久喜市吉羽 692-1	21-8596	○	-	-	-	○
63	いちょうの木	久喜市所久喜 835-1	23-4711	○	-	-	-	○
64	けやきの木	久喜市青毛 1146-1	21-7555	○	-	-	-	○
65	のぞみ園	久喜市北青柳 1331	22-2381	○	-	-	-	○
66	久喜けいわ	久喜市六万部 1435	22-8788	○	-	-	-	○
67	偕楽荘	久喜市上清久 930	21-0307	○	○	-	-	○
68	鶴寿荘 介護老人福祉施設	久喜市北青柳 1364	23-6288	-	-	-	-	○
69	鶴寿の里ナーシングホーム	久喜市北青柳 1385-2	24-0066	-	-	-	-	○
70	ケアハウス鶴寿の里	久喜市北青柳 1385-2	24-0575	-	-	-	-	○
71	特別養護老人ホーム久喜の里	久喜市下早見 1728-1	25-2100	-	-	-	-	○
72	菖蒲老人福祉センター	久喜市菖蒲町三箇 2904	85-1205	○	-	-	-	○
73	彩嘉園	久喜市菖蒲町三箇 1235-1	85-7315	○	-	-	-	○
74	介護老人福祉施設しょうぶの里	久喜市菖蒲町下栢間 2815-1	85-6688	-	-	-	-	○
75	特別養護老人ホームしょうぶ翔裕園	久喜市菖蒲町菖蒲 5205	87-0011	-	-	-	-	○
76	健康福祉センター（くりむ）	久喜市間鎌 255-1	52-8787	○	-	-	-	○
77	栗橋地域子育て支援センター（くぶる）	久喜市中里 1048-1	55-1147	○	-	-	-	○
78	くりの木	久喜市間鎌 276-2	55-2341	○	-	-	-	○
79	特別養護老人ホーム栗橋翔裕園	久喜市栗橋 310-1	52-6611	-	-	-	-	○
80	特別養護老人ホームローレル高柳	久喜市高柳 2261	55-1171	-	-	-	-	○
81	あゆみの郷	久喜市東大輪 2273-1	58-8956	○	-	-	-	○
82	ゆう・あい	久喜市上内 327-6	57-4353	○	-	-	-	○
83	鷺宮地域子育て支援センター（すまいる）	久喜市鷺宮 2-6-19	59-7510	○	-	-	-	○
84	特別養護老人ホーム恒寿苑	久喜市中妻 902-1	58-7577	-	-	-	-	○
85	特別養護老人ホーム鷺宮苑	久喜市上川崎 607	58-7762	-	-	-	-	○
86	介護老人保健施設桜田	久喜市東大輪 2039-4	57-1811	-	-	-	-	○

NO	施設名称	所在地	連絡先	指定緊急避難場所		指定避難所		
				地震	洪水	拠点避難所	補助避難所	福祉避難所
87	特別養護老人ホーム久喜ことぶき苑	久喜市上内 1378-11	59-2910	-	-	-	-	○
88	特別養護老人ホーム喜びの里鷺宮	久喜市鷺宮 3055-1	98-2110	-	-	-	-	○
89	青葉4丁目公園	久喜市青葉 4-11	22-1111	○	-	-	-	-
90	青葉5丁目公園	久喜市青葉 5-8	22-1111	○	-	-	-	-
91	向地児童公園	久喜市久喜東 3-31	22-1111	○	-	-	-	-
92	東一公園	久喜市久喜東 1-957-6	22-1111	○	-	-	-	-
93	青葉公園	久喜市青葉 3-1	22-1111	○	-	-	-	-
94	清久公園	久喜市清久町 9	22-1111	○	-	-	-	-
95	久喜菖蒲公園	久喜市河原井町 70	23-1366	○	-	-	-	-
96	あやめ公園	久喜市菖蒲町新堀 1695	87-2616	○	-	-	-	-
97	寺田緑地グラウンド	久喜市菖蒲町菖蒲 5013-42	87-2616	○	-	-	-	-
98	ふれあい広場	久喜市菖蒲町三箇 2834	87-2616	○	-	-	-	-
99	森下緑地グラウンド	久喜市菖蒲町下栢間 5495-1	87-2616	○	-	-	-	-
100	しらさぎ公園	久喜市菖蒲町菖蒲 10	85-1111	○	-	-	-	-
101	鎮守の森公園	久喜市菖蒲町上栢間 3312-1	85-1111	○	-	-	-	-
102	菖蒲運動公園	久喜市菖蒲町菖蒲 880	22-1111	○	-	-	-	-
103	高柳やすらぎ公園	久喜市高柳 2513-1	53-1111	○	-	-	-	-
104	南栗橋近隣公園	久喜市南栗橋 12-1-3	53-1111	○	-	-	-	-
105	大堀公園	久喜市南栗橋 1-4-2	53-1111	○	-	-	-	-
106	丁張公園	久喜市南栗橋 2-4	53-1111	○	-	-	-	-
107	魚越公園	久喜市南栗橋 3-8	53-1111	○	-	-	-	-
108	蓮沼公園	久喜市南栗橋 5-10	53-1111	○	-	-	-	-
109	狐塚公園	久喜市南栗橋 7-11	53-1111	○	-	-	-	-
110	大沼公園	久喜市南栗橋 8-4-1	53-1111	○	-	-	-	-
111	内沼公園	久喜市南栗橋 11-9-1	53-1111	○	-	-	-	-
112	権現堂公園（1号公園）	久喜市小右衛門 50	53-1553	○	-	-	-	-
113	花と香りの公園	久喜市八甫 4-106-1	58-1111	○	-	-	-	-
114	けやき広場	久喜市桜田 3-12	58-1111	○	-	-	-	-
115	鷺宮温水プール（敷地）	久喜市鷺宮 6-4-1	59-2288	○	-	-	-	-
116	桜田運動公園	久喜市桜田 2-7-1、-2	58-1111	○	-	-	-	-
117	葛梅公園	久喜市葛梅 2-15-1	58-1111	○	-	-	-	-

○一時避難場所

1	東町集会所	久喜市久喜東5-31-6	22-1111
2	栗橋ハイツ集会所	久喜市栗橋東5-25-15	-
3	伊坂一丁目千勝会館	久喜市伊坂1339	-
4	イトーピア集会所	久喜市緑1-10-11	-
5	高柳里原会館	久喜市高柳1334	-
6	高柳新田集会所	久喜市高柳204-2	-
7	島川会館	久喜市島川155-2	-
8	北広島公民館	久喜市北広島1328	-
9	小右衛門川通集会所	久喜市栗橋東6-20-13	-

NO	施設名称	所在地	連絡先
10	小右衛門公民館	久喜市小右衛門1084	-
11	中里下集会所	久喜市中里96-1	-
12	狐塚公民館	久喜市狐塚193	-
13	新井集会所	久喜市新井270-1	-
14	河原代福寿会館	久喜市河原代579	-

(資料-12) 風水害編 第2章 (P108) / 震災対策編 第2章 (P369)

発 生 速 報

久 喜 市

日 時 分受信	発信者		受信者	
1 被害発生				
2 被害場所				
3 被害程度				
4 災害に対する措置				
5 その他必要事項				

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。

(資料-13) 風水害編 第2章 (P108) / 震災対策編 第2章 (P369)

経 過 速 報

久 喜 市

災害の種別		発生地域		発信者	受信者	
被害日時		自 月 日 至 月 日		報告区分		
区 分		被 害		区 分		被 害
人的被害	死者	人		田畑被害	流出・埋没	ha
	うち 災害関連死者	人			冠水	ha
	行方不明者	人			流出・埋没	ha
	負傷者	重傷	人		冠水	ha
	負傷者	軽傷	人		道路被害	決壊
					冠水	箇所
住家被害	全壊 (焼) (流失)	棟		その他の被害	文教施設	箇所
		世帯			病院	箇所
		人			橋りょう	箇所
	半壊 (焼)	棟			河川	箇所
		世帯			砂防	箇所
		人			清掃施設	箇所
	一部破損	棟			崖くずれ	箇所
		世帯			鉄道不通	箇所
		人			被害船舶	隻
	床上浸水	棟			水道	戸
		世帯			電話	回線
		人			電気	戸
床下浸水	棟		ガス	戸		
	世帯		ブロック塀等	箇所		
	人					
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	罹災世帯数	世帯	
		半壊(焼)	棟	罹災者数	人	
	その他	全壊(焼)	棟	火災発生	建物	件
		半壊(焼)	棟		危険物	件
				その他	件	
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部の設置状況 (2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況 (3) 応援要請又は職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難命令・指示の状況 市町村数 地区数 人 員 人 (6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 イ 主な活動状況(使用した機材を含む)						

(資料-14) 風水害編 第2章 (P108) / 震災対策編 第2章 (P369)

(1/2)

被害状況調

久喜市

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確定		

区分			被害	区分			被害	
人的被害	死者		人	田畑被害	田	流出・埋没	ha	
		うち 災害関連死者	人			冠水	ha	
	行方不明者		人		畑	流出・埋没	ha	
	負傷者	重傷	人			冠水	ha	
		軽傷	人		道路被害	決壊	箇所	
			冠水	箇所				
住家被害	全壊		棟	その他被害	文教施設	箇所		
			世帯		病院	箇所		
			人		橋りょう	箇所		
	半壊		棟		河川	箇所		
			世帯		砂防	箇所		
			人		清掃施設	箇所		
	一部破損		棟		崖くずれ	箇所		
			世帯		鉄道不通	箇所		
			人		被害船舶	隻		
	床上浸水		棟		水道	戸		
			世帯		電話	回線		
			人		電気	戸		
	床下浸水		棟		ガス	戸		
			世帯		ブロック塀等	箇所		
		人						
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	罹災世帯数	世帯			
		半壊(焼)	棟	罹災者数	人			
	その他	全壊(焼)	棟	火災発生	建物	件		
		半壊(焼)	棟		危険物	件		
				その他	件			

(資料-15) 風水害編 第2章 (P108) / 震災対策編 第2章 (P369)

確定報告記入要領

区 分	基 準
人的被害	<p>1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。</p> <p>2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。</p> <p>3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。</p> <p>4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。</p>
住家被害	<p>1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>2 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p> <p>3 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p> <p>4 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</p> <p>5 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。</p> <p>6 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。</p>
非住家被害	<p>1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</p> <p>3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</p> <p>4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。</p>

区 分	基 準
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。 4 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。 5 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。 6 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 7 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 8 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。 9 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 10 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 11 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 12 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 13 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 14 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 15 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 16 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 17 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 18 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 19 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

区 分	基 準
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	<ol style="list-style-type: none"> 1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。 6 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 7 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 8 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 9 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 10 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 11 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

（出典：消防庁「災害報告取扱要領」令和3年5月）

(資料－１６) 風水害編 第２章 (P 1 1 2) / 震災対策編 第２章 (P 3 7 3)

災害広報案文

《地震災害の場合》

【地震直後】

こちらは防災くきです。久喜市災害対策本部から、地震情報についてお知らせします。

- ◎ ただいま、大きな地震がありました。市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないでください。声をかけ合って、まず火の後始末をしましょう。
- ◎ 先ほどの地震の震源地は〇〇で、震源の深さは〇kmと推測されます。久喜市の震度は〇で、地震の規模はマグニチュード〇でした。
今後も、テレビやラジオ、市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

【地震発生１０分後】

こちらは防災くきです。久喜市災害対策本部から、地震情報についてお知らせします。

- ◎ 〇〇地方の地震はおさまりました。今後、余震が予想されます。
- ◎ 崩れ掛かった物や落ちやすい物には、十分注意してください。
引き続き、テレビやラジオ、市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

【火災発生状況】

こちらは防災くきです。久喜市災害対策本部から、火災の発生状況についてお知らせします。

- ◎ 〇〇地区で火災が発生しております。〇〇戸が焼失し、現在も延焼中です。
- ◎ 現在、〇〇地区の火災は、(〇〇方面へ) 燃え広がっております。
〇〇地区の住民の方は、直ちに〇〇へ(〇〇方面へ) 避難してください。

【避難指示、避難誘導】

こちらは防災くきです。久喜市災害対策本部から、避難情報についてお知らせします。

- ◎ 〇〇地区周辺は、〇〇のため、避難指示が出されました。
避難先は、〇〇学校です。戸締まりをし、家族そろって、速やかに避難してください。
- ◎ 家が壊れた方、また壊れそうな方は、避難する際は、火の後始末をし、電気のブレーカーを切り、落下物に注意しながら、落ち着いて避難してください。
- ◎ 〇〇地区の皆さんは、〇〇公園、〇〇小学校に避難してください。
- ◎ ただいま、〇〇地区一帯に避難指示が出されました。風向きが悪いため、この付近も危険となりましたので、速やかに〇〇公園に避難してください。

【避難所の周知】

こちらは防災くきです。久喜市災害対策本部から、避難所等の開設状況についてお知らせします。

- ◎ 現在、〇〇地区において、避難所を〇〇小学校、〇〇中学校に開設しました。また、〇〇地区の避難所は、〇〇小学校と〇〇中学校に設置していますので、市民の皆さんは、落ち着いて適切な避難行動をとってください。

【救護対策の周知】

こちらは防災くきです。久喜市災害対策本部から、救護の対応状況についてお知らせします。

- ◎ 現在、負傷者の救護所を〇〇に設置しています。けがをされた方は〇〇に行ってください。
- ◎ 地震により、重傷を負われた方の診療・受入れは、〇〇病院、〇〇病院で行っています。
- ◎ 現在、重傷者が多数いらっしゃるため、救急車の数が足りず、要請どおり対応できない状況にあります。そのため、ご家族・隣近所・自主防災組織等で自主的に搬送していただきますようお願いいたします。なお、道路規制の状況については、ラジオ等の情報にご注意ください。

【被害の状況】

こちらは防災くきです。久喜市災害対策本部から、これまでにわかった被害の状況についてお知らせします。

- ◎ 亡くなられた方 〇〇人、 行方のわからない方 〇〇人
重傷者 〇〇人 軽傷者 〇〇人
全壊家屋 〇〇棟 半壊家屋 〇〇棟
- ◎ ただいま、〇〇地区で電気、水道の供給を停止しています。また、電話も不通となっています。現在復旧作業を実施中です。
ラジオ等の情報に注意し、デマに惑わされないよう、落ち着いて行動してください。
- ◎ 現在、市内の電気、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。
ラジオ等の情報に注意し、デマに惑わされないよう、落ち着いて行動してください。

【交通の情報】

こちらは防災くきです。久喜市災害対策本部から、交通機関の運行状況（道路交通情報）についてお知らせします。

- ◎ 現在、JR宇都宮線（東武伊勢崎線）は、運転をすべて見合わせています。
JR宇都宮線（東武伊勢崎線）では、線路などの点検を行っていますが、まだ、運転再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意してください。
- ◎ 現在、JR宇都宮線（東武伊勢崎線）は、〇〇～〇〇間で、運転が再開されました。
- ◎ 現在、市内のすべての道路（〇〇通り）が、〇〇のため、車両の通行が禁止されています。自動車は使用しないでください。なお、ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従ってください。

《風水害の場合》

【気象情報の伝達】

こちらは防災くきです。久喜市災害対策本部からお知らせします。

- ◎ 台風第〇号の接近により、現在、大雨洪水警報が発令されています。今夜半にかけて、大雨となる見込みで、河川の氾濫や停電、断水のおそれがあります。市民の皆さんは、十分警戒してください。
- ◎ ただいま、大雨警報が発令されています。この雨は、〇〇地方で〇〇mmを超えており、今夜半まで降り続く見込みですので、十分警戒してください。

【避難準備の周知】

こちらは防災くきです。久喜市災害対策本部からお知らせします。

- ◎ 現在、〇〇地区では〇〇のため、危険な状態になりつつあります。いつでも避難できるように準備してください。避難する際の持ち物は、非常持ち出し品など最小限にとどめましょう。
- ◎ 〇〇により、〇〇川の水位が〇mを超えました。引き続き、水位は上昇する見込みです。今後の気象情報等に十分注意するとともに、避難に備え準備をしてください。

【避難指示、避難誘導】

こちらは防災くきです。久喜市災害対策本部から、避難情報についてお知らせします。

- ◎ 〇〇地区周辺は、〇〇のため、避難指示が出されました。避難先は、〇〇小学校です。戸締まりをし、家族そろって、速やかに（直ちに）避難してください。
- ◎ 現在、〇〇付近で水路から水が溢れ、一部では床下浸水になっています。大切なものは高いところに上げ、直ちに避難を開始してください。
- ◎ 付近の消防団員は、安全に誘導してください。また、近所の方は、お互いに助け合って避難してください。

【被害の状況】

こちらは防災くきです。久喜市災害対策本部からお知らせします。

- ◎ 〇〇地区において、落雷によりけが人が出ています。非常に危険ですので、外出は控えてください。
- ◎ 〇〇地区において、強風により電柱が倒れています。非常に危険ですので、近づかないようにしてください。

【交通の情報】

こちらは防災くきです。久喜市災害対策本部からお知らせします。

- ◎ 〇〇川の水位は下がり始めましたが、なお警戒が必要です。現在、国道〇〇号、県道〇〇号、市道〇〇号は、通行止めです。

(資料-17) 風水害編 第2章 (P115) / 震災対策編 第2章 (P376)

本部長	副本部長	本部員	総括班長	防災主管係長	総括班	部長	課長(班長)	係長	受付者

災害時対応記録票

受付 年月日	午前 年 月 日 () 時 分		
住所	午後		
氏名	行政区等	電話	
内容		
		
		
		
		
回答		
		
		
		
		
担当班 (担当者)	指令 (受領)	午前 時 分 午後	
対応		
		
		
		
		
処理	処理済	未処理	午前 時 分 午後

(資料-18) 風水害編 第2章 (P136) / 震災対策編 第2章 (P419)

避難者名簿

年 月 日 作成		指定避難所名			
氏 名		年 齡	歳	性 別	男 女
住 所	TEL ()				
人的被害	本 人	なし あり () 健康 状態 () 服薬 なし あり ()			
	家 族	なし あり (具体的に書いてください)			
物的被害 (家屋)	地 震	なし あり (全壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水)			
	火 災	なし あり (全焼 半焼 一部焼失)			
	風水害	なし あり (全壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水)			
そ の 他	(具体的に書いてください)				
避 難 記 録	移転元				
	移転先 TEL ()				
そ の 他					

(資料-19) 風水害編 第2章 (P142) / 震災対策編 第2章 (P407)

幸手保健所管内 救急病院・救急診療所一覧

No.	医療機関名	所在地	電話番号
1	新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
2	東鷲宮病院	久喜市桜田 2-6-5	0480-58-2468
3	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会 栗橋病院	久喜市小右衛門 714-6	0480-52-3611
4	新井病院	久喜市久喜中央 2-2-28	0480-21-0070
5	蓮江病院	久喜市本町 1-7-12	0480-21-0061
6	医療法人 土屋小児病院	久喜市久喜中央 3-1-10	0480-21-0766
7	久喜すずのき病院	久喜市北青柳 1366-1	0480-23-6540
8	独立行政法人 国立病院機構 東埼玉病院	蓮田市黒浜 4147	048-768-1161
9	蓮田病院	蓮田市根金 1662-1	048-766-8111
10	医療法人社団愛友会 蓮田一心会病院	蓮田市本町 3-17	048-764-6411
11	医療法人社団心の絆 蓮田よつば病院	蓮田市馬込 2163	048-765-7777
12	医療法人慈光会 東武丸山病院	幸手市南 2-2-13	0480-42-0710
13	牛村病院	幸手市中 5-4-51	0480-42-0025
14	秋谷病院	幸手市中 4-14-41	0480-42-2125
15	医療法人幸仁会 堀中病院	幸手市東 3-1-5	0480-42-2081
16	さって福祉病院	幸手市幸手 3440-1	0480-43-7677
17	社会医療法人ジャパンメディカル アライアンス東埼玉総合病院	幸手市吉野 517-5	0480-40-1311
18	医療法人社団哺育会 白岡中央総合病院	白岡市小久喜 938-12	0480-93-0661
19	医療法人双鳳会 山王クリニック	白岡市寺塚 123-1	0480-93-0311
20	医療法人ひかり会 パーク病院	白岡市千駄野 1086-1	0480-91-6200
21	医療法人 社団白桜会新しらかわ病院	白岡市上野田 1267-1	0480-90-5550
22	医療法人今井病院	北葛飾郡杉戸町 杉戸 3-11-1	0480-32-0065
23	久喜メディカルクリニック	久喜市下早見 1183-1	0480-25-6555
24	しらすきクリニック	久喜市久喜新 1180-1	0480-22-9900

(資料-20) 風水害編 第2章 (P145) / 震災対策編 第2章 (P410)

埼玉県内 災害拠点病院・救急救命センター一覧

■災害拠点病院

〔令和3年10月1日現在〕

病院名	所在地	電話番号
川口市立医療センター	川口市西新井宿180	048-287-2525
自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町1-847	048-647-2111
埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田1981	049-228-3400
北里大学メディカルセンター	北本市荒井6-100	048-593-1212
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門714-6	0480-52-3611
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111
獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
さいたま市立病院	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111
防衛医科大学校病院	所沢市並木3-2	04-2995-1511
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口5-11-5	048-253-1551
埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根1397-1	042-984-4111
社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市持田376	048-552-1111
社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	久喜市上早見418-1	0480-26-0033
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2-1	048-462-1101
草加市立病院	草加市草加2-21-1	048-946-2200
埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1111
社会医療法人さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根299-1	048-626-0011
上尾中央総合病院	上尾市柏座1-10-10	048-773-1111
羽生総合病院	羽生市大字下岩瀬446	048-562-3000
地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 埼玉県小児医療センター	さいたま市中央区新都心1-2	048-601-2200
戸田中央総合病院	戸田市本町1-19-3	048-442-1111

■救命救急センター

〔令和3年10月1日現在〕

施設名	所在地	電話番号
さいたま赤十字病院	さいたま市中央区上新都心1-5	048-852-1111
埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田1981	049-228-3400
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院	所沢市並木3-2	042-995-1511
川口市立医療センター	川口市西新井宿180	048-287-2525
獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111

施設名	所在地	電話番号
埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根1397-1	042-984-4111
自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町1-847	048-647-2111
さいたま市立病院	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111
独立行政法人 国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪2-1	048-462-1101

《参考》

◆災害拠点病院

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能、院内の水や電気等のライフラインの維持機能及び災害派遣医療チーム（ディーマット）の派遣機能等をもつ。

◆救命救急センター

急性心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷など、二次救急で対応できない複数診療科領域の重篤な患者に対し高度な医療技術を提供する三次救急医療機関である。

(資料-21) 風水害編 第2章 (P152)

洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

(令和4年3月現在)

No.	区分	施設名	所在地	電話番号 (局番 0480)	浸水想定区域図(想定最大規模)の浸水深			
					利根川	荒川	小山川	江戸川
1	小学校	久喜小学校	久喜市本町2丁目5番1号	21-0054	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m
2		太田小学校	久喜市吉羽2丁目16番地10	21-0572	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m
3		江面小学校	久喜市北青柳40番地1	21-0571	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m
4		清久小学校	久喜市六万部590番地	21-0789	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m
5		本町小学校	久喜市本町7丁目6番1号	22-8245	0.5m~3m	0m	0m	0m
6		青葉小学校	久喜市青葉1丁目3番地1	22-6121	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
7		青毛小学校	久喜市青毛800番地	22-2125	3m~5m	~0.5m	0m	0m
8		久喜東小学校	久喜市久喜東4丁目25番20号	22-1218	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m
9		久喜北小学校	久喜市久喜北2丁目30番1号	25-0678	3m~5m	0.5m~3m	0m	0m
10		菖蒲小学校	久喜市菖蒲町菖蒲625番地	85-1202	~0.5m	0.5m~3m	0m	0m
11		小林小学校	久喜市菖蒲町小林2197番地	85-1306	0.5m~3m	0.5m~3m	~0.5m	0m
12		三箇小学校	久喜市菖蒲町台852番地1	85-1309	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
13		栢間小学校	久喜市菖蒲町下栢間2720番地	85-1024	0m	~0.5m	0m	0m
14		菖蒲東小学校	久喜市菖蒲町菖蒲427番地	85-1303	~0.5m	~0.5m	0m	0m
15		栗橋西小学校	久喜市佐間266番地1	52-0215	0.5m~3m	0m	0m	0m
16		栗橋南小学校	久喜市南栗橋4丁目21番地1	52-0235	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m
17		栗橋小学校	久喜市栗橋東3丁目3番1号	52-2114	3m~5m	0m	0m	0m
18		鷺宮小学校	久喜市葛梅113番地	58-1006	0.5m~3m	0m	0m	0m
19		桜田小学校	久喜市東大輪311番地	58-1306	3m~5m	0m	0m	~0.5m
20		上内小学校	久喜市上内716番地	58-1611	3m~5m	0m	0m	0m
21		砂原小学校	久喜市砂原1丁目4番1号	58-1614	0.5m~3m	0m	0m	0m
22		東鷺宮小学校	久喜市桜田3丁目10番1	59-3122	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m

No.	区分	施設名	所在地	電話番号 (局番 0480)	浸水想定区域図(想定最大規模)の浸水深			
					利根川	荒川	小山川	江戸川
1	中学校	久喜中学校	久喜市本町4丁目1番1号	21-0162	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m
2		久喜南中学校	久喜市江面85番地	21-0544	0.5m~3m	0m	0m	0m
3		久喜東中学校	久喜市青葉3丁目4番地1	22-1213	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m
4		太東中学校	久喜市吉羽2410番地	21-2410	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m
5		菖蒲中学校	久喜市菖蒲町上大崎860番地	85-1201	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
6		菖蒲南中学校	久喜市菖蒲町小林110番地	85-1841	0.5m~3m	0.5m~3m	0.5m~3m	0m
7		栗橋東中学校	久喜市栗橋1425番地	52-0436	3m~5m	0m	0m	~0.5m
8		栗橋西中学校	久喜市間鎌330番地1	52-0206	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m
9		鷺宮中学校	久喜市鷺宮782番地	58-1004	0.5m~3m	0m	0m	0m
10		鷺宮東中学校	久喜市八甫4丁目46番地	58-2023	3m~5m	0m	0m	0m
11		鷺宮西中学校	久喜市上内1797番地	58-9645	0.5m~3m	0m	0m	0m

No.	区分	施設名	所在地	電話番号 (局番 0480)	浸水想定区域図(想定最大規模)の浸水深			
					利根川	荒川	小山川	江戸川
1	幼稚園	中央幼稚園	久喜市下早見85番地15	22-8547	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
2		栗橋幼稚園	久喜市中里1044番地1	52-3346	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m
3		栗橋百合台幼稚園	久喜市栗橋東2丁目13番地1号	52-0179	3m~5m	0m	0m	~0.5m

No.	区分	施設名	所在地	電話番号 (局番 0480)	浸水想定区域図(想定最大規模)の浸水深			
					利根川	荒川	小山川	江戸川
1	老人福祉施設	介護老人福祉施設 久喜の里(従来型)	久喜市下早見 1728-1	25-2100	0.5m~3m	0.5m~3m	~0.5m	0m
2		介護老人福祉施設 陽日館(ユニット型)	久喜市下早見 1728-1	25-2100	0.5m~3m	0.5m~3m	~0.5m	0m
3		鶴寿荘 介護老人福祉施設	久喜市北青柳 1364	23-6288	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
4		介護老人福祉施設 しょうぶの里	久喜市菖蒲町下栢間 2815-1	85-6688	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
5		特別養護老人ホーム しょうぶ翔裕園	久喜市菖蒲町菖蒲 5205	87-0011	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
6		介護老人福祉施設 栗橋翔裕園	久喜市栗橋 310-1	52-6611	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m
7		特別養護老人ホーム ローレル高柳	久喜市高柳 2261	55-1171	0.5m~3m	0m	0m	0m
8		特別養護老人ホーム 恒寿苑	久喜市中妻 902-1	58-7577	0.5m~3m	0m	0m	0m
9		特別養護老人ホーム 鷺宮苑	久喜市上川崎 607	58-7762	0.5m~3m	0m	0m	0m
10		介護老人福祉施設 喜びの里鷺宮	久喜市鷺宮 3055-1	98-2100	0.5m~3m	0m	0m	0m
11		特別養護老人ホーム 久喜ことぶき苑(従来型)	久喜市上内 1378-11	59-2910	3m~5m	0.5m~3m	0m	0m
12		特別養護老人ホーム 久喜ことぶき苑(ユニット型)	久喜市上内 1378-11	59-2910	3m~5m	0.5m~3m	0m	0m
13		ケアハウス和みの里	久喜市江面 1562-1	25-0753	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
14		ケアハウス鶴寿の里	久喜市北青柳 1385-2	24-0575	0.5m~3m	0.5m~3m	~0.5m	0m
15		ケアハウス栗橋翔裕園	久喜市栗橋 303-1	48-5163	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m
16		久喜市借楽荘	久喜市上清久 930	21-0307	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
17		菖蒲老人福祉センター	久喜市菖蒲町三箇 2904	85-1205	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
18		鷺宮福祉センター	久喜市鷺宮 6-1-1	58-6666	3m~5m	0m	0m	0m
19		彩嘉園	久喜市菖蒲町三箇 1235-1	85-7315	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m
20		高齢者福祉センター 「いきいき温泉久喜」	久喜市江面 1574-1	22-7933	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
21	有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム メディカルフローラ久喜	久喜市吉羽 1-6-2	26-2615	0.5m~3m	0m	0m	0m
22		くき翔裕館	久喜市青毛 4-3-12	26-4165	3m~5m	0m	0m	~0.5m
23		介護付有料老人ホーム みんなの家・久喜	久喜市久喜北 1-11-54	25-6350	0.5m~3m	0m	0m	0m
24		ふるさとホーム東鷺宮	久喜市西大輪 207-5	57-2000	3m~5m	0m	0m	0m
25		ベストライフ久喜	久喜市桜田 1-3-4	57-1220	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m
26		桜家リビング久喜	久喜市本町 5-10-26	53-6924	0.5m~3m	0m	0m	0m
27		桜家リビング久喜式番館	久喜市本町 5-10-25	53-7824	0.5m~3m	0m	0m	0m
28		オレンジハウス久喜東	久喜市久喜東 2-35-5	26-8822	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
29		シルバーベターライフ菖蒲	久喜市菖蒲町菖蒲 112-1	44-9754	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
30		プラウドピラ栗橋	久喜市佐間 787-5	53-0111	0.5m~3m	0m	0m	0m
31		桜家リビング参番館	久喜市鷺宮 6-5-19	57-0111	3m~5m	0m	0m	0m
32	サービス付き 高齢者向け住 宅	イリーゼ久喜	久喜市久喜中央 1-9-10	26-1161	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m
33	ハーウィルアシスト栗橋	久喜市間鎌 471-6	55-0808	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m	
34	ハーウィル栗橋	久喜市間鎌 470-1	55-0808	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m	
35	認知症対応型 共同生活援助 事業の用に供 する施設	愛の家グループホーム久喜本町	久喜市本町 5-2-18	26-8600	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
36		愛の家グループホーム久喜吉羽	久喜市吉羽 1-44-8	29-2508	0.5m~3m	0m	0m	0m
37		グループホームフローラ久喜	久喜市吉羽 1-6-29	24-4477	0.5m~3m	0m	0m	0m
38		グループホームわきあいあい	久喜市栗原 296-3	24-1308	0.5m~3m	0m	0m	0m
39		グループホームれんげ荘	久喜市久喜東 2-35-5	26-8820	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
40		愛の家グループホーム久喜東	久喜市久喜東 3-2-14	29-2020	3m~5m	0.5m~3m	0m	0m
41		グループホームこころ	久喜市下早見 1186-1	31-7400	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
42		グループホームみんなの家・菖蒲	久喜市菖蒲町下栢間 2362	87-0500	0.5m~3m	0.5m~3m	~0.5m	0m
43		栗橋グループホーム翔裕園	久喜市小右衛門 951-5	55-2024	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m
44		グループホームさらら(ぬくもりの家)	久喜市伊坂 460-1	55-1165	3m~5m	0m	0m	0m
45	グループホームひだまりの家 栗原	久喜市栗橋 1342-1	53-0770	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m	

No.	区分	施設名	所在地	電話番号 (局番 0480)	浸水想定区域図(想定最大規模)の浸水深			
					利根川	荒川	小山川	江戸川
46	短期入所生活 介護	鶴寿荘 短期入所生活介護事業所	久喜市北青柳 1364	23-6288	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
47		指定短期入所生活介護事業所 久喜の里(従来型)	久喜市下早見 1728-1	25-2100	0.5m～3m	0.5m～3m	～0.5m	0m
48		指定短期入所生活介護事業所 陽日館(ユニット型)	久喜市下早見 1728-1	25-2100	0.5m～3m	0.5m～3m	～0.5m	0m
49		ソレアード久喜 ショートステイセンター	久喜市栗原 1-15-10	29-1722	0.5m～3m	～0.5m	0m	0m
50		久喜ケアセンターそよ風	久喜市青葉 5-18-4	26-1170	3m～5m	0.5m～3m	0m	0.5m～3m
51		しょうぶの里ショートステイサービス	久喜市菖蒲町下栢間 2815-1	85-6688	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
52		特別養護老人ホーム しょうぶ翔裕園	久喜市菖蒲町菖蒲 5205	87-0011	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
53		栗橋翔裕園 短期入所生活介護センター	久喜市栗橋 310-1	52-6611	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m
54		短期入所生活介護 ローレル高柳	久喜市高柳 2261	55-1171	0.5m～3m	0m	0m	0m
55		シンシア南栗橋	久喜市南栗橋 9-9-1	55-3232	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m
56		特別養護老人ホーム 鷺宮苑	久喜市上川崎 607	58-7762	0.5m～3m	0m	0m	0m
57		ショートステイサービス 恒寿苑	久喜市中妻 902-1	58-7577	0.5m～3m	0m	0m	0m
58		指定短期入所生活介護事業所 喜びの里鷺宮	久喜市鷺宮 3055-1	98-2100	0.5m～3m	0m	0m	0m
59		特別養護老人ホーム 久喜ことぶき苑	久喜市上内 1378-11	59-2910	3m～5m	0.5m～3m	0m	0m
60		通所リハビリテ ーション	老人保健施設 鶴寿の里ナーシングホーム	久喜市北青柳 1385-2	24-0066	0.5m～3m	0.5m～3m	～0.5m
61	介護老人保健施設みやじま		久喜市菖蒲町菖蒲 4028	85-1812	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
62	老人保健施設 栗橋ナーシングホーム翔裕園		久喜市小右衛門 951-1	55-2024	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m
63	介護老人保健施設 桜田	久喜市東大輪 2039-4	57-1811	～0.5m	0m	0m	0m	
64	短期入所療養 介護	老人保健施設 鶴寿の里ナーシングホーム	久喜市北青柳 1385-2	24-0066	0.5m～3m	0.5m～3m	～0.5m	0m
65		介護老人保健施設みやじま	久喜市菖蒲町菖蒲 4028	85-1812	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
66		老人保健施設 栗橋ナーシングホーム翔裕園	久喜市小右衛門 951-1	55-2024	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m
67		介護老人保健施設 桜田	久喜市東大輪 2039-4	57-1811	～0.5m	0m	0m	0m
68	介護老人保健 施設	老人保健施設 鶴寿の里ナーシングホーム	久喜市北青柳 1385-2	24-0066	0.5m～3m	0.5m～3m	～0.5m	0m
69		介護老人保健施設みやじま	久喜市菖蒲町菖蒲 4028	85-1812	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
70		老人保健施設 栗橋ナーシングホーム翔裕園	久喜市小右衛門 951-1	55-2024	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m
71		介護老人保健施設 桜田	久喜市東大輪 2039-4	57-1811	～0.5m	0m	0m	0m
72	小規模多機能 型居宅介護	ミモザ白寿庵久喜	久喜市久喜東 3-29-27	22-7115	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
73		久喜はるかぜ	久喜市久喜東 2-35-5	26-8810	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
74	通所介護	指定通所介護事業所 久喜の里	久喜市下早見 1728-1	25-2100	0.5m～3m	0.5m～3m	～0.5m	0m
75		久喜市借楽荘デイサービスセンター	久喜市上清久 930	21-0307	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
76		鶴寿荘デイサービスセンター	久喜市北青柳 1364	23-6288	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
77		デイサービスあんしん久喜 和華の館	久喜市本町 1-3-16	53-8032	0.5m～3m	0m	0m	0m
78		桜家リビング久喜	久喜市本町 5-10-26	53-6924	0.5m～3m	0m	0m	0m
79		桜家リビング久喜式番館	久喜市本町 5-10-25	53-7824	0.5m～3m	0m	0m	0m
80		ツクイ久喜	久喜市上町 10-12	29-3530	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
81		ソレアード久喜 デイサービスセンター	久喜市栗原 1-15-10	29-1722	0.5m～3m	～0.5m	0m	0m
82		デイサービス CORE	久喜市栗原 2-1-10	53-4901	0.5m～3m	0m	0m	0m
83		ふれあいデイサービスセンター鶴寿	久喜市青毛 753-1	25-1086	3m～5m	0.5m～3m	0m	0m
84		あおばデイサービス	久喜市青葉 1-1-2-102	21-2203	3m～5m	0.5m～3m	0m	～0.5m
85		久喜ケアセンターそよ風	久喜市青葉 5-18-4	26-1170	3m～5m	0.5m～3m	0m	0.5m～3m
86		デイサービスセンター遊・菖蒲	久喜市菖蒲町下栢間 2362	87-3770	0.5m～3m	0.5m～3m	～0.5m	0m
87		しょうぶの里デイサービスセンター	久喜市菖蒲町下栢間 2815-1	85-6688	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
88		ゆとり野デイサービスセンター	久喜市菖蒲町上大崎 736	87-1000	～0.5m	～0.5m	0m	0m
89		シルバーベターライフ菖蒲	久喜市菖蒲町菖蒲 112-1	44-9754	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m

No.	区分	施設名	所在地	電話番号 (局番 0480)	浸水想定区域図(想定最大規模)の浸水深			
					利根川	荒川	小山川	江戸川
90	通所介護	特別養護老人ホームしょうぶ翔裕園	久喜市菖蒲町菖蒲 5205	87-0011	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
91		栗橋翔裕園デイサービスセンター	久喜市栗橋 310-1	52-6611	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m
92		デイサービスセンターきらら	久喜市伊坂 460-1	55-1165	3m～5m	0m	0m	0m
93		プラウドピラ栗橋デイセンター	久喜市佐間 787-5	53-0111	0.5m～3m	0m	0m	0m
94		シンシア南栗橋	久喜市南栗橋 9-9-1	55-3232	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m
95		デイサービスセンター恒寿苑	久喜市中妻 902-1	58-7577	0.5m～3m	0m	0m	0m
96		デイサービス鷺宮苑	久喜市上川崎 607	58-7762	0.5m～3m	0m	0m	0m
97		かぐらの里デイサービスセンター	久喜市鷺宮 2-13-14	59-4165	0.5m～3m	0m	0m	0m
98		桜家リビング久喜参番館	久喜市鷺宮 6-5-19	57-0111	3m～5m	0m	0m	0m
99		リハプライド・鷺宮	久喜市葛梅 2-11-2	96-4039	3m～5m	0m	0m	0m
100		有限会社てまり	久喜市久喜東 4-21-22	25-5330	0.5m～3m	～0.5m	0m	0m
101		たんぼぼ	久喜市南 1-8-18	53-7381	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
102		デイルームはばたき	久喜市北青柳 975-1	26-2150	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
103		デイサービスにここに	久喜市除堀 1523-14	53-7425	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
104		吉羽デイサービスセンター縁	久喜市吉羽 1-38-16	88-2476	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
105		めぐデイサービス	久喜市久喜東 1-8-26	23-7991	0.5m～3m	0m	0m	0m
106		あおぞらデイサービス久喜	久喜市青葉 3-20-3	29-1620	3m～5m	0.5m～3m	0m	0.5m～3m
107		いきいきステーション	久喜市青葉 4-3-3	53-5000	3m～5m	0.5m～3m	0m	～0.5m
108		早稲田イーライフ久喜	久喜市野久喜 1231 フレンドコーポ 97	53-8094	0.5m～3m	0m	0m	0m
109		街のお風呂やさん くき	久喜市古久喜 845-1 ライオンズガーデン久喜店舗 1 号室	29-0020	0.5m～3m	～0.5m	0m	0m
110		ひだまり	久喜市菖蒲町菖蒲 452-10	85-8080	～0.5m	0.5m～3m	0m	0m
111		ほっと・ケアライフデイサービス	久喜市間鎌 470-1	55-0801	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m
112		しずか	久喜市栗橋 1563-2	52-5064	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m
113		だんらんの家・栗橋	久喜市緑 1-6-5	53-7913	3m～5m	0m	0m	0m
114		茶話本舗デイサービス フォーシーズン四季	久喜市南栗橋 5-17-9	38-6291	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m
115		デイサービスまめは	久喜市栗橋中央 2-6-14	53-5406	5m～10m	0m	0m	～0.5m
116		デイサービスポケット カメさん	久喜市八甫 390-9	59-1025	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m
117		デイサービスポケット	久喜市八甫 4-93-1	59-1025	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m
118	指定通所介護事業所 喜びの里鷺宮	久喜市鷺宮 3055-1	98-2100	0.5m～3m	0m	0m	0m	
119	わしのみやりハビリデイサービス	久喜市鷺宮 3-2284-1	31-6651	3m～5m	0m	0m	0m	

No.	区分	施設名	所在地	電話番号 (局番 0480)	浸水想定区域図(想定最大規模)の浸水深			
					利根川	荒川	小山川	江戸川
1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設	久喜けいわ	久喜市六万部 1435	22-8788	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
2		アルト・ボラルあおぞら	久喜市菖蒲町菖蒲 21	85-0681	～0.5m	～0.5m	0m	0m
3		久喜市あゆみの郷	久喜市東大輪 2273-1	58-8956	0.5m～3m	0m	0m	0m
4		久喜市いちょうの木	久喜市所久喜 835-1	23-4711	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
5		久喜市けやきの木	久喜市青毛 1146-1	21-7555	0.5m～3m	0m	0m	0m
6		久喜市くりの木	久喜市間鎌 276-2	55-2341	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m
7		久喜市ゆう・あい	久喜市上内 327-6	57-4353	0.5m～3m	0m	0m	0m
8		ツリーびあ	久喜市江面 1250-1	26-3000	0.5m～3m	0.5m～3m	～0.5m	0m
9		らいふれっさ	久喜市太田袋 471-1	31-6687	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
10		清久	久喜市上清久 1524-1	22-8788	0.5m～3m	0m	0m	0m
11		ハイツ清久	久喜市上清久 667-5	22-8788	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
12		こすもす	久喜市葛梅 446-12	22-8788	0.5m～3m	0m	0m	0m
13		上清久	久喜市上清久 1524-1	22-8788	0.5m～3m	0m	0m	0m
14		おぎそね	久喜市久喜東 4-20-13	22-8788	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
15		グループホームあおば	久喜市久喜東 5-11-32	22-6601	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
16		グループホームよしば	久喜市吉羽 1-26-4	22-6601	0.5m～3m	～0.5m	0m	0m
17		ケアホーム・タイムわかば	久喜市六万部 356-1	29-5555	0.5m～3m	0m	0m	0m
18		リンリンホー	久喜市北青柳 1331-5	25-4955	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m

No.	区分	施設名	所在地	電話番号 (局番 0480)	浸水想定区域図(想定最大規模)の浸水深				
					利根川	荒川	小山川	江戸川	
19	障害者福祉サービス事業の用に供する施設	ベルモッキー	久喜市北青柳 1331-7	25-4955	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m	
20		未来工房 久喜	久喜市久喜東 1-1-1 ミスズ第3ビル 201号室	29-3660	0.5m~3m	0m	0m	0m	
21		未来工房 久喜二番館	久喜市久喜東 2-4-27 フジタ第8ビル1階	29-0055	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m	
22		グリード久喜	久喜市東大輪 1004-2	53-7514	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m	
23		ふりーじあ	久喜市東大輪 1004-3	53-6795	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m	
24		あいりす	久喜市東大輪 1005-3	53-7514	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m	
25		ワークハウス ヨムロード	久喜市下早見 1769-6	23-8000	3m~5m	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	
26		あかり学園久喜	久喜市青毛 2-10-32	44-8532	0.5m~3m	0m	0m	0m	
27		障がい者福祉施設 夢・みらい	久喜市北青柳 1302-3	92-9350	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m	
28		ニューロワークス久喜センター	久喜市久喜中央 1-7-9 セントラルハイツ 21 1階	35-6005	0.5m~3m	0m	0m	0m	
29		こがらい	久喜市六万部 780-2	22-8788	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m	
30		うちや	久喜市下早見 1769-1	22-8788	3m~5m	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	
31		グループホーム吉羽東	久喜市吉羽 324	22-6601	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m	
32		グループホーム南栗橋	久喜市南栗橋 4-8-21	22-6601	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m	
33		しらはた	久喜市上清久 628-1	22-8788	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m	
34		グループホーム野久喜	久喜市野久喜 94-1	22-6601	3m~5m	0m	0m	~0.5m	
35		グリード久喜久喜ユニット1	久喜市東大輪 1004-2	53-7515	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m	
36		グリード久喜久喜ユニット2	久喜市東大輪 1004-2	53-7515	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m	
37		グリード久喜久喜ユニット3	久喜市東大輪 1004-2	53-7515	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m	
38		グリード久喜久喜ユニット4	久喜市東大輪 1004-2	53-7515	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m	
39		グリード久喜久喜ユニット5	久喜市東大輪 1005-4	53-7515	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m	
40		プレミアムわおん久喜本町	久喜市本町 6丁目 15番地 41	88-7597	0.5m~3m	0m	0m	0m	
41		プレミアムわおん久喜高校前	久喜市本町 3丁目 8番地 18	88-7597	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m	
42		プレミアムわおん久喜上町	久喜市上町 24-3	88-7597	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m	
43		プレミアムわおん久喜青毛	久喜市青毛 3丁目 8-8	88-7597	0.5m~3m	0m	0m	0m	
44		ソーシャルインクルーホーム 久喜南栗橋Ⅰ	久喜市南栗橋 12丁目 11-8	38-9287	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m	
45		ソーシャルインクルーホーム 久喜南栗橋Ⅱ	久喜市南栗橋 12丁目 11-8	38-9287	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m	
46		なないろ	久喜市東大輪464番地5	47-0232	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m	
47		生活介護事業所まれ	久喜市下清久 477	53-6080	20m~	10m~20m	0m	0m	
48		アグリ園	久喜市吉羽 5-12-9	47-0252	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m	
49		あかり学園久喜吉羽キャンパス	久喜市吉羽 1丁目 32-24	24-2060	0.5m~3m	0m	0m	0m	
50		グローバルワークス4	久喜東 3丁目 2-2 唐沢ビル 1階	48-6467	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m	
51		障害児通所支援事業の用に供する施設	久喜市立のぞみ園	久喜市北青柳 1331	22-2381	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
52			放課後等デイサービス ひなた園	久喜市吉羽 4-10-1	24-2060	~0.5m	0m	0m	0m
53			こどもデイサービス ことり園	久喜市久喜東 5-30-10	24-2060	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
54			多機能型児童通所施設 おおとり園	久喜市吉羽 1-32-24	24-2060	0.5m~3m	0m	0m	0m
55			中高生デイサービスつばさ園	久喜市吉羽 1-5-7	24-2060	0.5m~3m	0m	0m	0m
56			放課後等デイサービスはばたき園	久喜市青葉 5-21-1	24-2060	3m~5m	0.5m~3m	0m	0.5m~3m
57			タイムこどもデイサービス ゆっく	久喜市本町 7-7-8	29-0001	0.5m~3m	0m	0m	0m
58			タイムこどもデイサービスりずむ	久喜市江面 753	25-1399	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m
59			タイムこどもデイサービスかのん	久喜市菖蒲町菖蒲 162-1	53-4484	~0.5m	~0.5m	0m	0m
60			生活介護 まこちゃん	久喜市東大輪 404	58-2044	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m
61			放課後等デイサービス カラフル	久喜市東大輪 498-4	53-5515	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m
62			放課後等デイサービス まこちゃん	久喜市東大輪 400	53-6313	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m
63			放課後等デイサービスステップ	久喜市東大輪 432-1	58-2044	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m
64			放課後等デイサービスモンキーポッド	久喜市上清久 512-3	21-3054	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m
65			おひさま学童クラブ	久喜市下清久 338-2	24-0075	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m
66			シュシュ	久喜市上町 25-48	31-7253	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m
67	多機能型事業所ジャンプ		久喜市東大輪 437-2	58-2044	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m	
68	彩の国学舎くき学園		久喜市青葉 1-1-4-110	31-8120	3m~5m	0.5m~3m	0m	~0.5m	

No.	区分	施設名	所在地	電話番号 (局番 0480)	浸水想定区域図(想定最大規模)の浸水深			
					利根川	荒川	小山川	江戸川
69	障害児通所支援事業の用に供する施設	彩の国学舎くき学園 栗原校	久喜市栗原 2-14-14	31-8120	0.5m~3m	0m	0m	0m
70		彩の国学舎くき学園 青葉中央校	久喜市青葉 5-1-4	53-8150	3m~5m	0.5m~3m	0m	0.5m~3m
71		彩の国学舎くき学園 久喜北校	久喜市久喜北 2-2-54	31-8182	3m~5m	0.5m~3m	0m	0m
72		彩の国学舎くき学園 青葉第二校	久喜市青葉 3-11-9 1階	44-8950	3m~5m	0.5m~3m	0m	0.5m~3m
73		児童デイサービス プラス菖蒲	久喜市菖蒲町菖蒲 558-1	53-5873	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
74		こどもサポート教室「きらり」南栗橋校	久喜市南栗橋 1-13-2 サンパティーク 103	48-7505	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m
75		コペルプラス 久喜教室	久喜市吉羽 4丁目1番地 10号	31-7077	0.5m~3m	0m	0m	0m
76		放課後等デイサービスたいよう	久喜市鷲宮中央 1-3-1-105	58-7833	3m~5m	0m	0m	0m
77		ゆめの音	久喜市西大輪 351-2	53-7708	0.5m~3m	0m	0m	0m
78		児童デイサービス プラス α 菖蒲	久喜市菖蒲町菖蒲 558-1-C	31-7001	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
79	彩の国学舎くき学園 栗原第二校	久喜市栗原 2丁目4-9 1階	53-8150	0.5m~3m	0m	0m	0m	
80	彩の国学舎くき学園 栗原第三校	久喜市青葉 3丁目 20-6	53-8150	3m~5m	0.5m~3m	0m	0.5m~3m	
81	障害者支援施設	久喜けいわ	久喜市六万部 1435	22-8788	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
82	地域活動支援センター	久喜市障がい者地域活動支援センター ベルベール	久喜市久喜中央 2-4-30 コバヤシビル B棟 101	25-2755	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
83		地域活動支援センター たいよう	久喜市青毛 753-1 ふれあいセンター久喜内	24-0051	3m~5m	0.5m~3m	0m	0m
84		あんご工房	久喜市久喜東 5-2-31	25-0151	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m

No.	区分	施設名	所在地	電話番号 (局番 0480)	浸水想定区域図(想定最大規模)の浸水深			
					利根川	荒川	小山川	江戸川
1	児童福祉施設	社会福祉法人愛全会 富士見乳児院	久喜市本町 7-2-72	21-0545	~0.5m	0m	0m	0m
2		久喜市児童センター	久喜市吉羽 1-40-14	21-8181	3m~5m	0.5m~3m	0m	0m
3		久喜市立鷲宮児童館	久喜市上内 878	58-7054	3m~5m	0m	0m	0m

No.	区分	施設名	所在地	電話番号 (局番 0480)	浸水想定区域図(想定最大規模)の浸水深			
					利根川	荒川	小山川	江戸川
1	児童福祉施設 保育所	さくら保育園	久喜市所久喜 1130	21-0787	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
2		すみれ保育園	久喜市北青柳 1331	21-0120	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
3		ひまわり保育園	久喜市吉羽 692-1	22-8246	0.5m~3m	~0.5m	0m	0m
4		あおば保育園	久喜市青葉 2-9-4	22-2566	3m~5m	0.5m~3m	0m	~0.5m
5		中央保育園	久喜市久喜中央 1-9-1-100	23-6030	3m~5m	~0.5m	0m	0m
6		はるみ保育園	久喜市上早見 180-1	21-0275	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
7		たから保育園	久喜市吉羽 2170-2	23-2233	0m	~0.5m	0m	0m
8		あやめ保育園	久喜市菖蒲町三箇 181-1	85-1505	0m	~0.5m	0m	0m
9		おぼやし保育園	久喜市菖蒲町小林 2848-1	31-9880	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m
10		おおしか保育園	久喜市佐間 1145	52-5988	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m
11		なずなの森保育園	久喜市栗橋東 2-16-13-2	52-5047	3m~5m	0m	0m	~0.5m
12		栗橋保育園	久喜市小右衛門 1295-1	52-0074	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m
13		栗橋保育園分園	久喜市栗橋中央 2-14-16	52-0074	3m~5m	0m	0m	0m
14		鷲宮保育園	久喜市上内 1446-1	58-1510	3m~5m	~0.5m	0m	0m
15		鷲宮第二保育園	久喜市上内 1905-1	59-0095	3m~5m	0.5m~3m	0m	0m
16		鷲宮第二保育園分園	久喜市鷲宮 2-13-14	59-0095	0.5m~3m	0m	0m	0m
17		東鷲宮保育園	久喜市桜田 1-4-3	59-1122	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m
18		鷲宮桜が丘保育園	久喜市久本寺 548-2	58-3003	0.5m~3m	0m	0m	0m
19		おひさま保育園	久喜市古久喜 689-1	31-8445	3m~5m	~0.5m	0m	0.5m~3m
20		久喜さららの杜保育園	久喜市栗原 3-17-1	37-7882	0.5m~3m	0m	0m	0m
21		南栗橋保育園	久喜市南栗橋 8-1-3	48-7110	3m~5m	0m	0m	0.5m~3m
22		幼保連携型認定こども園 あけぼの幼稚園	久喜市青葉 3-7	22-3327	3m~5m	0.5m~3m	0m	0m
23		幼保連携型認定こども園 久喜みなみこども園	久喜市下早見 481-2	23-2828	0.5m~3m	0.5m~3m	0m	0m

No.	区分	施設名	所在地	電話番号 (局番 0480)	浸水想定区域図(想定最大規模)の浸水深				
					利根川	荒川	小山川	江戸川	
24	児童福祉施設 保育所	そらにとどき認定こども園ののの	久喜市本町1-2-60	25-5750	～0.5m	0m	0m	0m	
25		幼保連携型認定こども園菖蒲幼稚園	久喜市菖蒲町菖蒲 414-1	85-4145	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m	
26		認定こども園こどもむらさくらのもり	久喜市伊坂 135	52-0004	3m～5m	0m	0m	0m	
27		認定こども園 こどもむら栗橋さくら幼稚園	久喜市伊坂 46	52-5871	0.5m～3m	0m	0m	0m	
28		幼保連携型認定こども園 さくらだこども園	久喜市西大輪 1-12-6	58-9895	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m	
29		幼保連携型認定こども園 あけぼの東幼稚園	久喜市久喜東 1-16-12	21-1011	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m	
30		幼稚園型認定こども園 久喜あおば幼稚園	久喜市青毛 4-11-5	23-1660	3m～5m	～0.5m	0m	0.5m～3m	
31		幼稚園型認定こども園鷺宮幼稚園	久喜市鷺宮 3-6-2	58-0075	0.5m～3m	0m	0m	0m	
32		幼稚園型認定こども園長龍寺幼稚園	久喜市菖蒲三箇 992	85-1002	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m	
33		こどもむら駅前保育園さくらはな	久喜市伊坂 29-6(41 街区 5)	53-7046	3m～5m	0m	0m	0m	
34		たんぼぼ保育園	久喜市久喜中央 1 丁目 1-20 クッキープラザ 5F	21-8825	0.5m～3m	0m	0m	0m	
35		ゆり保育園	久喜市青毛 2-4-15	23-5098	0.5m～3m	0m	0m	0m	
36		こどもむら保育園 さくらいろ	久喜市伊坂 373	53-3200	3m～5m	0m	0m	0m	
37		ひだまり保育園	久喜市古久喜 211-1	53-5315	3m～5m	0.5m～3m	0m	0m	
38		パンダ保育園	久喜市本町 3-1-18	31-9845	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m	
39		らあむ保育園 久喜園	久喜市久喜東 2-21-12	48-5514	0.5m～3m	～0.5m	0m	0m	
40		こじか保育園	久喜市高柳 2289-1	44-8880	0.5m～3m	0m	0m	0m	
41		すずらん保育園	久喜市本町 5-5-15	37-8200	0.5m～3m	0m	0m	0m	
42		きららの杜久喜小規模保育園	久喜市栗原 1-5-4	37-8144	0.5m～3m	0m	0m	0m	
43		きりん保育園	久喜市久喜北 1-1-25	37-7897	3m～5m	0.5m～3m	0m	0m	
44		しおどめ保育園久喜	久喜市葛梅 1-13-9	57-1222	0.5m～3m	0m	0m	0m	
45		こどもむら学童クラブ「en-college」	久喜市伊坂 136	53-7776	3m～5m	0m	0m	0m	
46		風の子学童保育クラブ	久喜市南栗橋 4-21-1	53-0473	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m	
47		風の子南学童保育クラブ	久喜市南栗橋 4-21-1	53-0473	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m	
48		しずか学童クラブ	久喜市佐間 266 番地-1	52-3580	0.5m～3m	0m	0m	0m	
49		くりっ子放課後児童クラブ	久喜市栗橋中央 2-7-1	52-6078	3m～5m	0m	0m	0m	
50		久喜児童クラブ	久喜市本町 2-5-1	21-8324	0.5m～3m	～0.5m	0m	0m	
51		たんぼぼクラブ	久喜市本町 7-6-2	23-6710	3m～5m	～0.5m	0m	0m	
52		北斗キッズクラブ	久喜市久喜北 2-30-1	24-3536	3m～5m	0.5m～3m	0m	0m	
53		つばめクラブ	久喜市吉羽 2-16-10	23-3385	3m～5m	0.5m～3m	0m	0m	
54		放課後児童健	さくらっこクラブ	久喜市久喜東 4-25-8	23-3143	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
55		全育成事業の	あおげわくわくクラブ	久喜市青毛 872-4	22-7719	3m～5m	0.5m～3m	0m	～0.5m
56		用に供する施	あおぼっこクラブ	久喜市青葉 1-3	24-1310	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	～0.5m
57		設	江面児童クラブ	久喜市北青柳 40-1	21-6643	0.5m～3m	0m	0m	0m
58			清久もみじクラブ	久喜市六万部 590	23-5004	0.5m～3m	～0.5m	0m	0m
59			菖蒲学童クラブ	久喜市菖蒲町菖蒲 625	86-0025	～0.5m	0.5m～3m	0m	0m
60		菖蒲東学童クラブ	久喜市菖蒲町菖蒲 427	85-7827	～0.5m	～0.5m	0m	0m	
61		三箇学童クラブ	久喜市菖蒲町台 852-1	85-6096	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m	
62		小林・栢間学童クラブ	久喜市菖蒲町下栢間 2720	86-0223	～0.5m	～0.5m	0m	0m	
63		鷺宮学童クラブ	久喜市葛梅 113	59-7647	0.5m～3m	0m	0m	0m	
64		鷺宮中央学童クラブ	久喜市鷺宮 2-6-19	58-6243	3m～5m	～0.5m	0m	0m	
65		桜田小学校学童クラブ	久喜市東大輪 311-4	59-4881	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m	
66		東鷺宮学童クラブ	久喜市桜田 3-10-2	58-7122	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m	

No.	区分	施設名	所在地	電話番号 (局番 0480)	浸水想定区域図(想定最大規模)の浸水深			
					利根川	荒川	小山川	江戸川
67	一時預かり事業の用に供する施設	すみれ保育園	久喜市北青柳 1331	21-0120	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
68		ひまわり保育園	久喜市吉羽 692-1	22-8246	0.5m～3m	～0.5m	0m	0m
69		栗橋保育園	久喜市小右衛門 1295-1	52-0074	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m
70		おおしか保育園	久喜市佐間 1145	52-5988	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m
71		鷺宮保育園	久喜市上内 1446-1	58-1510	3m～5m	～0.5m	0m	0m
72		認定こども園こどもむらさくらのもり	久喜市伊坂 135	52-0004	3m～5m	0m	0m	0m
73		認定こども園こどもむら栗橋さくら幼稚園	久喜市伊坂 46	52-5871	0.5m～3m	0m	0m	0m

No.	区分	施設名	所在地	電話番号 (局番 0480)	浸水想定区域図(想定最大規模)の浸水深			
					利根川	荒川	小山川	江戸川
1	病院	新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	26-0033	0.5m～3m	0m	0m	0m
2		東鷺宮病院	久喜市桜田 2-6-5	58-2468	3m～5m	0m	0m	0.5m～3m
3		済生会栗橋病院	久喜市小右衛門 714-6	52-3611	0.5m～3m	0m	0m	0m
4		新井病院	久喜市久喜中央 2-2-28	21-0070	0.5m～3m	0m	0m	0m
5		蓮江病院	久喜市本町 1-7-12	21-0061	0.5m～3m	0m	0m	0m
6		土屋小児病院	久喜市久喜中央 3-1-10	21-0766	0.5m～3m	～0.5m	0m	0m
7		久喜すずのき病院	久喜市北青柳 1366-1	23-6540	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
8	診療所	久喜メディカルクリニック	久喜市下早見 1183-1	25-6555	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m
9		しらすきクリニック	久喜市久喜新 1180-1	22-9900	3m～5m	～0.5m	0m	0m
10		宮嶋整形外科	久喜市菖蒲町菖蒲 4031	85-1811	0.5m～3m	0.5m～3m	0m	0m

(資料-22) 風水害編 第2章 (P 176) / 震災対策編 第2章 (P 430)

年 月 日

配 車 要 請 書

財 政 部 長 様

使 用 部 名

責 任 者 ・ 職 氏 名

1 使 用 目 的

2 車 種

3 台 数

4 引 き 渡 し 日 時

5 そ の 他

(資料一 24) 風水害編 第3章 (P 207) / 震災対策編 第3章 (P 495)

久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成22年3月23日

条例第117号

改正 令和元年12月20日

条例第26号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第3条—第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条)
- 第5章 補則(第16条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。
(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この号及び次号において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) その他特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財についての被害金額がその家財の価値のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円
 - ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円
 - エ 住居が全壊した場合 3,500,000円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円
 - エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 3,500,000円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸し付けを受けようとする者、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を含むものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払い猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年久喜市条例第26号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年菖蒲町条例第22号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年栗橋町条例第14号)又は鷲宮町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例(昭和49年鷲宮町条例第42号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年12月26日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年7月1日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月20日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

(資料-25) 風水害編 第3章 (P207) / 震災対策編 第3章 (P495)

○久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成22年3月23日

規則第82号

改正 令和元年12月20日

規則第28号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第2条・第3条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第4条・第5条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第6条—第17条)
- 第5章 補則(第18条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成22年久喜市条例第117号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規

定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れ申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3箇月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書(様式第5号)(保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書に限る。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要

と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号のいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年久喜市規則第26号)、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年菖蒲町規則第18号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和50年栗橋町規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和元年7月1日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の久喜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月20日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

診 断 書

氏 名				生 年 月 日						年 月 日		
傷 病 名				負傷発病年月日						年 月 日		
障害の部位				初 診 年 月 日						年 月 日		
既 往 症		既存障害		治 ゆ 年 月 日						年 月 日		
療養の内容及び 経過												
障害の状態の 詳細	(図で示すことができるものは図解すること)											
関 節 運 動 範 囲	種類範囲											
	部 位											
			右									
			左									
			右									
			左									
		右										
		左										
上記のとおり診断します。												
			郵便番号	_____							電話番号	_____
			所在地	_____								
____年 月 日	病院又は 診療所の		名 称	_____								
			診療担当 者 氏 名	_____							㊟	

様式第2号(第6条関係)

災害援護資金借入申込書

※受付日	※受付番号	※受付者	※貸付番号
被災日時	年月日時	災害名	
被害の種類	1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害	被害場所	
返す方法	1 年賦 2 半年賦	いつまでに返せますか	年 月(回)
フリガナ			年 月 日生(歳)
氏名			郵便番号
フリガナ		(方)	電話番号
現住所			局番
本籍		勤務先の名称と所在地	
職業			
借入申込者について			
氏名	世帯主との続柄	年齢	健康
			否
			職業
			収入(月)
			勤務先・学校名
収入合計	円	支出合計	円

資産の状況	土地	(1) 住宅 (3) 山林	(2) 田畑 m ²	住居の状況	(1) 自家	(2) 借家	(3) 借間	(4) 同居
	建物	(1) 自宅 (2) その他	m ² m ²	生活保護	年	月	日から受給(生任教医)	
負債				(金額) 円				
氏名				本籍地		年	月	日生(歳)
現住所				申込者との関係		家族数		
職業				円		人		
資産	土地	(1) 宅地 (3) 山林	(2) 田畑 m ²	勤務先	名称			
	建物	(1) 自宅	(2) その他 m ²	所在地	電話	局	番	番
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況				(有・無) (状況)				
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無				(有・無)				
資金の使い方総額		円	資金の内訳	合計				
資金の用途		円	災害援護資金で 手持資金で その他()で	円 円 円				

被災時の具体的状況		(1) 全壊				(2) 半壊				負傷	全治	箇月	
住居の被害		品名	現在購入に要する	被害額	品名	現在購入に要する	被害額	被	害	額	被	害	額
和	だんす	す			婦人用腕時計								
整	理だんす	す			畳(畳中で畳が被害)								
洋	服だんす	す			障子								
鏡		台			ふすま								
腰	掛・机												
本	箱・本	だ											
食	器・戸	だ			小計								
食	卓・茶	ぶ			その他被害のあった家財								
げ	た	箱											
照	明	器			品名	現在購入に要する	被害額	被	害	額	被	害	額
じ	ゅう	た											
扇	風	機											
石	油	ス											
電	気	や											
電	気	冷											
電	気	・											
電	気	洗											
電	気	掃											

様式第3号(第8条関係)

久 第 号
年 月 日

久喜市長



様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第 号				
貸付金額		円			
据置期間	年 月 日から		年 月 日まで		
償還期間	年 月 日から		年 月 日まで		
償還方法	年賦・半年賦・月賦				
利 子	年1パーセント				

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 御持参なされるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

様式第4号(第8条関係)

久 第 号
年 月 日

久喜市長



様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりました
のでお知らせします。

(不承認の理由)

様式第5号(第9条関係)

貸付決定番号 号

災害援護資金借用書

借用金額 円
 利 子 年1パーセント
 据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
 償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
 償還方法 年賦・半年賦・月賦

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所
 借受人氏名
 住 所
 保証人氏名

①

①

様式第6号(第12条関係)

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住所
氏名

印

久喜市長 あて

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

様式第7号(第13条関係)

償還金支払猶予申請書

次のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人 住所

氏名

㊟

連帯保証人 住所

氏名

㊟

久喜市長 あて

申請の理由 (具体的に)				
貸付けの条件	借入額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予期間等	ただし 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第8号(第13条関係)

久 第 号

年 月 日

久喜市長



様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となった
のでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年	月	日から	箇月		
変更後の償還期間	年	月	日から	年	月	日まで

様式第9号(第13条関係)

久 第 号

年 月 日

久喜市長



様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。
(不承認の理由)

様式第10号(第14条関係)

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借受人住所

氏名

㊦

連帯保証人住所

氏名

㊦

久喜市長 あて

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額					円
内容	回数	期別	元金	利子	申請日までの違約金
		年月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第11号(第14条関係)

久 第 号

年 月 日

久喜市長



様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係
る 年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

様式第12号(第14条関係)

久 第 号

年 月 日

久喜市長



様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

様式第13号(第15条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円(償還未済額の全部で)				円)
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ				年 月 日生
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				
借受人相又は続人は人	フリガナ				年 月 日生
	氏名				
	現住所		借受人との続柄		
	職業		勤務先及び所在地		
保証人	フリガナ				年 月 日生
	氏名				
	現住所		借受人との関係		
	職業		勤務先及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
久喜市長 あて					免除申請者 ①

様式第14号(第15条関係)

第 号

年 月 日

久喜市長



様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
-------------	-----	---

利 子	円
-----	---

違約金	円
-----	---

合 計	円
-----	---

償還を免除した額

元 金	円
-----	---

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利 子	円
----------------------	-----	---

違約金	円
-----	---

合 計	円
-----	---

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利5パーセントの率で違約金がさらに加算されます。

様式第15号(第15条関係)

第 号

年 月 日

久喜市長



様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利5パーセントの率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第16号(第17条関係)

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借受人	氏名		住所	
連帯保証人	氏名		住所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他	(異動の内容)			
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借受人(又は同居の親族)</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊦</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊦</p> <p>久喜市長 あて</p>				

(資料一 26) 風水害編 第3章 (P 207) / 震災対策編 第3章 (P 495)

久喜市災害見舞金等支給条例

平成22年3月23日

条例第118号

(目的)

第1条 この条例は、市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)を支給することにより、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象災害)

第2条 この条例の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 火災
- (2) 地震
- (3) 風水害その他気象災害

(対象者)

第3条 見舞金等の支給対象者は、災害発生時に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号に掲げる被災の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 住家(現に住居の用に供している住家に限る。以下同じ。)の全焼、全壊又は流失 居住者
- (2) 住家の半焼又は半壊 居住者
- (3) 住家の床上浸水 居住者
- (4) 死亡の場合 災害発生時に死亡者と同居している親族又は葬祭を行う者
- (5) 重傷の場合 本人

(支給額)

第4条 見舞金等の額は、次の各号に掲げる被災の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 住家の全焼、全壊又は流失 1世帯につき100,000円
- (2) 住家の半焼又は半壊 1世帯につき50,000円
- (3) 住家の床上浸水 1世帯につき20,000円
- (4) 死亡の場合 1人につき100,000円
- (5) 重傷の場合 1人につき30,000円

(支給の制限)

第5条 第2条に規定する災害で、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)が適用される場合は、前条の規定にかかわらず見舞金等を支給しないことができる。

(申請)

第6条 見舞金等の支給を受けようとする者は、災害により被害を受けた日から30日以内に罹災証明書等又は医師の診断書を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、申請し難い特別の事情がある場合は、この限りでない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を確認し、速やかに支給の可否を決定するものとする。

(見舞金等の返還等)

第8条 市長は、災害の原因が被災者の故意によるものであるときは、見舞金等を支給しないことができる。

2 市長は、前項の規定に該当する場合は、既に支給した見舞金等について返還を命ずること

ができる。偽りその他不正の手段によって見舞金等の支給を受けたときも同様とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の久喜市災害見舞金等支給条例(平成5年久喜市条例第24号)又は鷲宮町災害見舞金支給要綱(平成5年鷲宮町告示第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年3月23日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(資料-27) 風水害編 第3章 (P207) / 震災対策編 第3章 (P495)

久喜市災害見舞金等支給条例施行規則

平成22年3月23日

規則第83号

改正 令和3年1月29日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市災害見舞金等支給条例(平成22年久喜市条例第118号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第3号に規定するその他気象災害とは、雷雨、竜巻、突風、雪害等をいう。(被災の種類及び基準)

第3条 条例第3条各号に規定する被災の種類及び基準は、次に定めるところによる。

- (1) 住家の全焼、全壊又は流失とは、住家の焼失、損壊又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の7割以上に達したとき又は7割には達しないがその住家を改築しなければ再び住家として使用することができない程度の被害をいう。
- (2) 住家の半焼又は半壊とは、住家の焼失又は損壊した部分の床面積がその住家の延床面積の2割以上7割未満のもので、その残存部分に補修を加えることによって再び住家として使用できる程度の被害をいう。
- (3) 住家の床上浸水とは、浸水がその住家の床上以上に達したとき又は前2号に該当しないが土砂等のたい積のため一時的にその住家に居住することができない程度の被害をいう。
- (4) 死亡とは、災害が原因で死亡し、死体を確認されたもの、死体を確認することができないが死亡したことが確実であると推定されるもの又は災害が原因で負傷し、これにより被災発生日から30日以内に死亡したものをいう。
- (5) 重傷とは、災害のため負傷し、1月以上の治療を要すると認められたものをいう。

(申請)

第4条 条例第6条の規定による申請は、被災届(様式第1号)、死亡届(様式第2号)又は負傷届(様式第3号)を提出して行うものとする。

2 条例第6条ただし書の申請し難い特別の事情とは、災害を受けた世帯に属する者が全て死亡し、又は重傷を負い、申請し難いと市長が認めたときをいう。

(決定及び却下通知)

第5条 市長は、条例第7条の規定により、災害見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)の支給を決定したときは、災害見舞金等支給決定通知書(様式第4号)により、支給しないことに決定したときは、災害見舞金等支給申請却下通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(台帳)

第6条 市長は、見舞金等の支給事由及び支給額等を明らかにするため、災害見舞金等支給台帳(様式第6号)を備えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の久喜市災害見舞金等支給条例施行規則(平成5年久喜市規則第52号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当

規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和3年1月29日規則第4号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

各様式は省略する。

(資料-28) 風水害編 第3章 (P207) / 震災対策編 第3章 (P495)

被災者生活再建支援法の改正

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者再建支援金が支給される。平成11年度から制度化されたが、平成16年度に居住安定支援制度が創設された。

さらに平成19年度に住宅の罹災状況に応じ「基礎支援金」として最高100万円が、加えて住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高200万円のあわせて300万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることになった。さらに、所得・年齢等の要件、用途制限の撤廃等の改正が行われた。

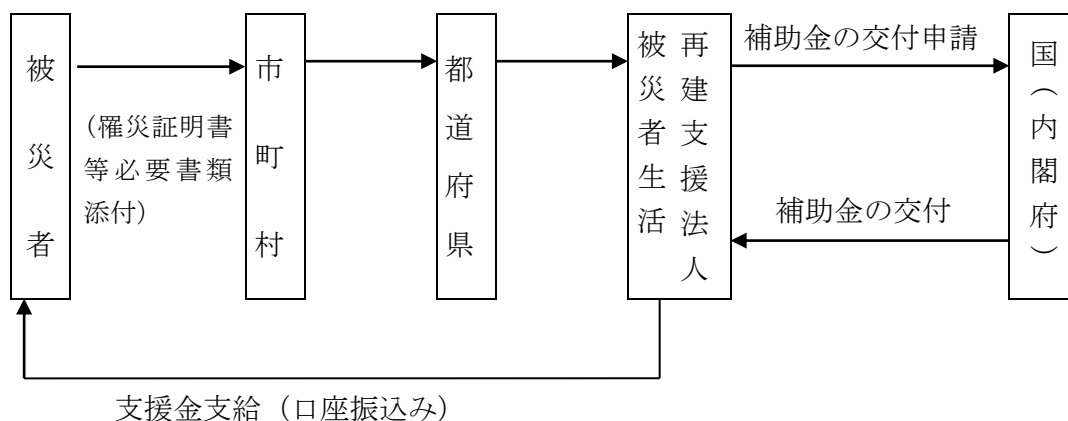
そして、令和2年度に支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（以下「中規模半壊世帯」という。）が追加された。

1 被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。			
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）			
1. 対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害			
2. 支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流出等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満			
3. 支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 ※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額 ① 【住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）】			
	住宅の被害程度	全壊 2.①に該当	解体 2.②に該当	長期避難 2.③に該当
	大規模半壊 2.④に該当	100万円	100万円	100万円
	支給額	100万円	100万円	50万円

	②【住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）】			
	<全壊等>			
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
	支給額	200万円	100万円	50万円
	<中規模半壊>			
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
	支給額	100万円	50万円	25万円
	※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給			
4. 支援金の支給申請	(申請窓口) 市町村 (申請時の添付書面) ① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 (申請期間) ① 基礎支援金：災害発生日から13月以内 ② 加算支援金：災害発生日から37月以内			
5. 基金と国の補助	○ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。 ○ 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。			

支援金の支給手続き



※県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

（出典：「埼玉県地域防災計画」令和3年3月を加筆修正）

2 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける制度である。

地震における火災等については、火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであり、県、市町村等は、その制度の普及促進に努める。

(資料-29) 風水害編 第3章 (P207) / 震災対策編 第3章 (P495)

埼玉県・市町村被災者安心支援制度

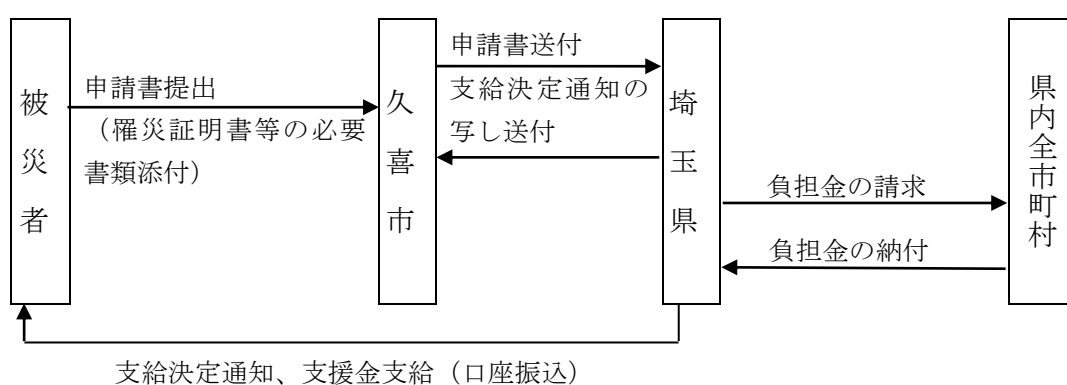
法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。このため、埼玉県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

1 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。				
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容				
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。				
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項（2）ア～エで定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容				
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）				
	① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）				
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）		
支給額	200万円	100万円	50万円		
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容					

市	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び埼玉県への書類送付
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度にかかる負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続き



(出典：「埼玉県地域防災計画」令和3年3月)

2 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法の適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	埼玉県・市町村再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項（2）オで定める住家が半壊した世帯。
給付金の額	50万円 （※世帯人数が1人の場合は、37万5千円）
市	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び埼玉県への書類送付
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し

	<p>送付</p> <p>④ 被災世帯主へ支援金の支給</p> <p>⑤ 各市町村へ本支援制度にかかる負担金の請求</p> <p>⑥ 申請期間の延長決定</p>
--	--

埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続き

埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ

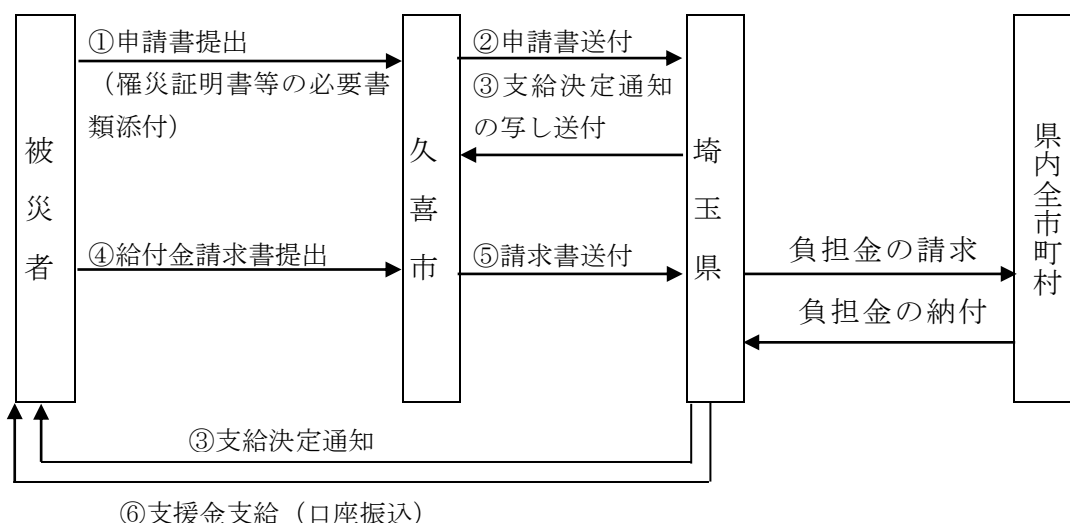
(出典：「埼玉県地域防災計画」令和3年3月)

3 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	<p>下記の特別な理由により、市又は埼玉県が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。</p> <p>① 全壊世帯に身体障害者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。</p> <p>② 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。</p> <p>③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。</p> <p>④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。</p> <p>⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。</p> <p>⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由。</p>
給付金の額	<p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。</p> <p>支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p>
市	<p>① 住宅の被害認定</p> <p>② 罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務</p> <p>④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び埼玉県への書類送付</p>
埼玉県	<p>① 被害状況のとりまとめ</p> <p>② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定</p> <p>③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付</p>

④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度にかかる負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続き

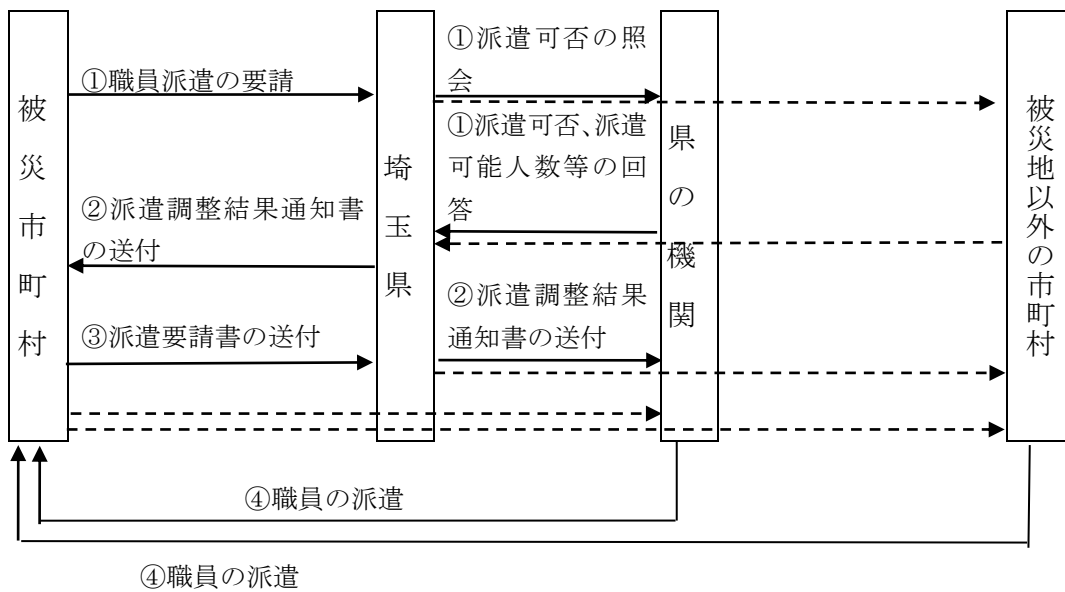


(出典：「埼玉県地域防災計画」令和3年3月)

4 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	① 埼玉県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 埼玉県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は埼玉県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受け入れ
被災市町村以外 の市町村 (派遣市町村)	① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 埼玉県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
埼玉県 (総括部、支部)	① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は埼玉県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は埼玉県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び埼玉県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 埼玉県の派遣機関による職員の派遣

埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続き



(出典：「埼玉県地域防災計画」令和3年3月)

(資料-30) 風水害編 第3章 (P209) / 震災対策編 第3章 (P497)

罹災者調査原票

年 月 日 作成				調査員氏名			
被害者の住所				TEL.			
被害建物の所在地				建物種別		住家・非住家	
世帯主氏名				住民登録状況		有・無	
建物所有者住所				TEL.			
建物所有者氏名				住民登録状況		有・無	
人的被害	氏名	性別	年齢	職業	学校名・学年	罹災状況等	
物的被害 (家屋)	地震	全壊・半壊・一部損壊・床上浸水 cm・床下浸水 cm その他 ()					
	火災	全焼・半焼・一部焼失 その他 ()					
	風水害	全壊・半壊・一部損壊・床上浸水 cm・床下浸水 cm その他 ()					
特記事項							
避難先住所・氏名							

(資料-31) 風水害編 第3章 (P209) / 震災対策編 第3章 (P497)

年 月 日

久喜市長 あて

住所
申請者 氏名
電話 ()
罹災者との関係 ()

罹 災 証 明 願

このことについて、下記のとおり証明をお願いします。
記

罹災年月日	年 月 日 ()
罹災原因	
罹災場所	久喜市
罹災状況	

罹 災 証 明 書

久 第 号
年 月 日

上記のとおり罹災事項について、証明する。

久喜市長



(資料-32) 風水害編 第3章 (P209) / 震災対策編 第3章 (P497)

農業施設等被災証明書交付申請書

久喜市長		あて		年	月	日
		住所				
		請求者	氏名	㊟		
			電話	()		
次のとおり被災したので、当該被災に係る証明書の交付を申請します。						
被災年月日	年 月 日					
被災原因	<input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 降雪被害 <input type="checkbox"/> 降雹被害					
被災内容	※被災内容は具体的に記入してください。					
被災場所(地番)	久喜市					
被災面積	m ²	被災者				
被災物件(農業施設等) 詳細(構造)						
附帯施設						
被災作物名		被災作物面積	m ²			
添付書類	位置図、被害状況の写真(二方向以上)、設計図又は施工図、その他市長が必要と認める書類					

※1 被災物件の詳細は、例えば、パイプハウスの場合は、パイプの直径や腰高、間口、延長、パイプの間隔、連棟(一部)、単棟(複数単棟)等を記述してください。構造の異なる施設については、それぞれについて、同様の記述をしてください。

※2 被災作物名は、種類ごとに面積を記述してください。

上記のとおり被災したことを証明する。

年 月 日

久喜市長



(資料－３３) 事故災害対策編 (P 246)

原子力規制委員会が、今後詳細な検討等が必要な事項で、
検討した内容を原子力災害対策指針に記載していくとしている事項

本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。

- ① O I Lの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくO I Lの設定の在り方
- ② 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への意向に関する考え方、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方
- ③ 透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共通する場の設定等

(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」令和3年7月21日)

(資料-34) 震災対策編 第1章 (P326)

災害時帰宅支援ステーション

・概要

大地震等の災害時に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、協定を締結した事業者は店舗において可能な範囲で協力を行う。

・帰宅困難者に対する支援内容

- ①水道水の提供
- ②トイレの使用
- ③情報の提供（地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報）

・九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーション

(2020年3月末現在)

コンビニエンスストア等	・キュウズマート	・くらしハウス
	・スリーエフ	・サンクス
	・ミニストップ	・ナチュラルローソン
	・ローソンマート	・サークルK
	・生活彩家	・ファミリーマート
	・セブン-イレブン	・ニューヤマザキデイリーストア
	・ローソンストア100	・ココストア
	・コミュニティ・ストア	・スリーエイト
	・デイリーヤマザキ	・ポプラ
	・ローソン	
ファーストフード等	・カレーハウス CoCo 壺番屋	・麺屋ここいち
	・モスバーガー	・ミスタードーナツ
	・パスタ・デ・ココ	・らーめん食堂かかし
	・タリーズコーヒー	・山田うどん
	・吉野家	
ファミリーレストラン等	・味の民芸	・和食さと
	・ロイヤルホスト	・デニーズ
	・シェーキーズ	・カウボーイ家族
居酒屋等	・魚鮮水産	・薩摩魚鮮
	・わたみんな家	・升屋
	・和民	・はな（花）の舞
	・坐和民	・さかなや道場
カラオケスペース等	・カラオケ館	・パセラ
	・カラオケの鉄人	・カラオケマック
	・ビッグエコー	・シダックス
	・カラオケバンバン	・カラオケ歌うんだ村
	・祭一丁&ビッグエコー	・JOY SOUND
	・カラオケルーム歌広場	・カラオケ本舗まねきねこ
その他	・ナポリの窯	・オートボックス
	・スーパーオートボックス	・ストロベリーコーンズ
	・ケアパートナーズ	

・その他

ガソリンスタンド	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県石油商業組合加盟のガソリンスタンド
その他	<p>埼玉県、東京都内では、関東マツダ系販売店</p> <p>東京都内では、全都立学校、日産系自動車販売店（東京日産自動車販売株式会社、日産プリンス東京販売株式会社、日産プリンス西東京販売株式会社）、トヨタ自動車系販売店（トヨタアドミンスタ株式会社ほか13社）、東京都農業協同組合中央会</p> <p>神奈川県内では、日産系自動車販売店、神奈川県理容生活衛生同業組合、浄土真宗本願寺派東京教区神奈川組、浄土真宗本願寺派東京教区鎌倉組、神奈川県美容業生活衛生同業組合、ネットトヨタ横浜株式会社、生活協同組合ユーコープ、株式会社横浜調剤薬局他2社、生活クラブ生活協同組合・神奈川他7組合</p>

(資料-35) 震災対策編 第1章 (P332)

文化財の現況

(令和4年1月1日時点)

【国指定・認定】

種別	名称	所在・管理者等
絵画	紙本著色伝貞巖和尚像	甘棠院 (埼玉県立歴史と民俗の博物館)
工芸品	太刀	鷲宮神社 (東京国立博物館)
工芸品	線刻阿彌陀五佛鏡像	個人 (京都国立博物館)
無形民俗	鷲宮催馬楽神楽	鷲宮催馬楽神楽保存会
工芸品	十三仏版木	甘棠院 (埼玉県立歴史と民俗の博物館)
工芸品	九曜菊散双雀鏡	甘棠院 (埼玉県立歴史と民俗の博物館)

【県指定】

種別	名称	所在・管理者等
建造物	下新堀久伊豆神社本殿 付棟札二枚	下新堀久伊豆神社
絵画	絹本着色足利政氏像	甘棠院 (埼玉県立歴史と民俗の博物館)
絵画	絹本着色如意輪観音像	吉祥院 (埼玉県立歴史と民俗の博物館)
絵画	絹本着色地藏菩薩像	吉祥院 (埼玉県立歴史と民俗の博物館)
絵画	絹本着色五大尊像	吉祥院 (埼玉県立歴史と民俗の博物館)
彫刻	木造釈迦如来坐像	壺樹寺
工芸品	銅製双鶴蓬萊文鏡	鷲宮神社 (久喜市立郷土資料館)
工芸品	銅製蓬萊文鏡	鷲宮神社 (久喜市立郷土資料館)
工芸品	銅製桐文方鏡 付沈金彫桐文篋	鷲宮神社 (久喜市立郷土資料館)
工芸品	銅製御正体	鷲宮神社 (久喜市立郷土資料館)
古文書	鷲宮神社文書 付棟札一枚、文書三点	鷲宮神社 (久喜市立郷土資料館)
史跡	足利政氏館跡及び墓	甘棠院
史跡	天王山塚	神明神社・正法院
史跡	寛保治水碑	鷲宮神社
旧跡	神道無念流戸賀崎氏練武遺跡	個人
旧跡	栗橋関跡	久喜市
天然記念物	菖蒲のフジ	菖蒲神社
天然記念物	神明神社の社叢	神明神社
天然記念物	中川低地の河畔砂丘群 西大輪砂丘	雷電社

【市指定(久喜地区)】

種別	名称	所在・管理者等
彫刻	善徳寺の木造阿彌陀如来立像及両脇侍像	善徳寺
古文書	私立学校明倫館関係資料	個人
古文書	神道無念流戸賀崎練武道場関係資料	個人 (久喜市公文書館)
古文書	上早見村古文書	久喜市 (久喜市公文書館)
古文書	木村家文書	個人
古文書	内田家文書 付地租改正測量用具	個人 (埼玉県立文書館)

種別	名称	所在・管理者等
古文書	茂木家文書	個人
古文書	早川家文書	久喜市（久喜市公文書館）
古文書	榎本家文書	個人
古文書	土屋家文書	個人
古文書	永濱家文書	個人
考古資料	建長板石塔婆	遍照院
考古資料	建治板石塔婆	旧医王院
考古資料	足利遺跡出土旧石器	久喜市（久喜市立郷土資料館）
歴史資料	太田袋の高札 付古文書	個人
歴史資料	八雲神社の神輿	八雲神社
歴史資料	「遷善館」扁額	個人
歴史資料	「彌堅」扁額	個人
歴史資料	埼玉梨の功労者五十嵐八五郎報恩碑	久喜市
歴史資料	「撫山先生終焉之地」碑	個人
歴史資料	撫山中島先生之墓	光明寺
歴史資料	旧医王院薬師堂棟札	不動寺（久喜市立郷土資料館）
無形民俗	除堀の獅子舞	除堀獅子保存会
無形民俗	久喜八雲神社の山車行事（天王様・提灯祭）	久喜市祭典委員会
無形民俗	上清久八坂神社の山車行事（天王様）	上清久祭典実行委員会
天然記念物	清福寺の大イチョウ	清福寺
天然記念物	川瀬家のイヌマキ	個人
天然記念物	鷲宮神社のマツ並木	マツ並木保存会

【市指定(菖蒲地区)】

種別	名称	所在・管理者等
彫刻	木造聖観音菩薩坐像及び厨子	妙福寺
彫刻	木造毘沙門天立像	長福寺
彫刻	円空作木造不動明王坐像	幸福寺（久喜市立郷土資料館）
彫刻	円空作木造如来形立像	西願寺
彫刻	木造裸形阿弥陀如来立像	常観堂
彫刻	木造十一面観音立像	正法院
古文書	福田家文書	個人
考古資料	阿弥陀種子板石塔婆	個人
歴史資料	善宗寺嘉永三年銘宝篋印塔及び宝塔記碑	善宗寺
有形民俗	上新堀久伊豆神社絵馬	上新堀久伊豆神社
有形民俗	菖蒲神社絵馬	菖蒲神社
有形民俗	台久伊豆神社絵馬	台久伊豆神社
有形民俗	八雲神社の山車	八雲神社
史跡	旗本内藤家歴代の墓所（宝篋印塔ほか）	個人

【市指定(栗橋地区)】

種別	名称	所在・管理者等
建造物	吉田家水塚	久喜市
絵画	八幡神社歌舞伎絵馬	佐間地区
彫刻	炮烙地藏	新町地藏組合
彫刻	木造単信上人椅像	深廣寺
彫刻	乾漆地藏菩薩立像	経蔵院
彫刻	木造地藏菩薩立像	北広島地区
彫刻	木造阿弥陀如来立像	顕正寺
古文書	島田家文書	久喜市(久喜市立郷土資料館)
古文書	岡田家文書	個人(久喜市立郷土資料館)
考古資料	佐間小草原遺跡出土遺物	久喜市(久喜市立郷土資料館)
歴史資料	六角名号塔	深廣寺
有形民俗	八坂神社の神輿	八坂神社
史跡	並木五郎平の墓	深廣寺
史跡	会津見送り稲荷の内殿及び御神体	個人
史跡	静御前の墓	静御前遺跡保存会
史跡	梅澤太郎右衛門の墓	浄信寺
史跡	池田鴨之介の墓	顕正寺
史跡	一里塚	真光寺(小右衛門地区)

【市指定(鷺宮地区)】

種別	名称	所在・管理者等
彫刻	木造薬師如来坐像	寿徳寺
彫刻	銅造阿弥陀如来立像	正蓮寺
古文書	白石家文書	個人
古文書	密蔵寺の古文書	密蔵寺
古文書	迦葉院関係資料	迦葉院
古文書	相沢家文書	個人(埼玉県立文書館)
古文書	田口家の文書	個人(埼玉県立文書館)
古文書	針谷家文書	個人
古文書	速見家文書	久喜市(久喜市立郷土資料館)
歴史資料	鷺宮神社関係資料	鷺宮神社(久喜市立郷土資料館)
無形民俗	八甫の獅子舞	八甫獅子舞保存会
無形民俗	西大輪の獅子舞	西大輪獅子舞保存会
無形民俗	中妻の獅子舞・棒術	中妻獅子舞・笛・棒術保存会
天然記念物	旧渡辺多門家のタブノキ	個人

(出典:久喜市HP「指定文化財一覧」https://www.city.kuki.lg.jp/miryoku/rekishi_bunkazai/bunkazai/shitei-ichiran.html)

(資料-36) 事故災害対策編 (P248)

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>埼玉県災害対策課 (FAX 048-830-8159 TEL 048-830-8181)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX 03-5253-5592 TEL 03-5253-5516) へ送付

市町村行政機能即報
(チェックリスト)

総務省受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	埼玉県
市町村	久喜市
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元 _____)

1. トップマネジメントが機能しているか

①市町村長の安否は確認できたか

はい いいえ はい いいえ

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)

②災害対策本部会議を定期的開催しているか

はい いいえ ③災害応急対策業務等 (例: 避難所運営、物資供給) (以下「業務等」とい
う) の役割分担を行い、責任者が明確になっているかはい いいえ はい いいえ

④広報・報道対応を円滑に行えているか (プレスリリースの定例化等)

はい いいえ はい いいえ

⑤特記事項

2. 業務実施体制 (人的体制) は整っているか

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか

はい いいえ はい いいえ

(職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集))

②職員 (一般行政) の応援派遣要請は行ったか

はい いいえ はい いいえ

③特記事項

3. 業務実施環境 (物的環境) は整っているか

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような
損壊が生じているかはい いいえ はい いいえ

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

はい いいえ はい いいえ ③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか
(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)はい いいえ はい いいえ

④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く (原則として
発災後 12 時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

(資料-37) 震災対策編 第2章 (P359)

気象庁震度階級関連解説表 (抜粋)

平成21年3月31日改定

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(出典：気象庁「気象庁震度階級関連解説表」)